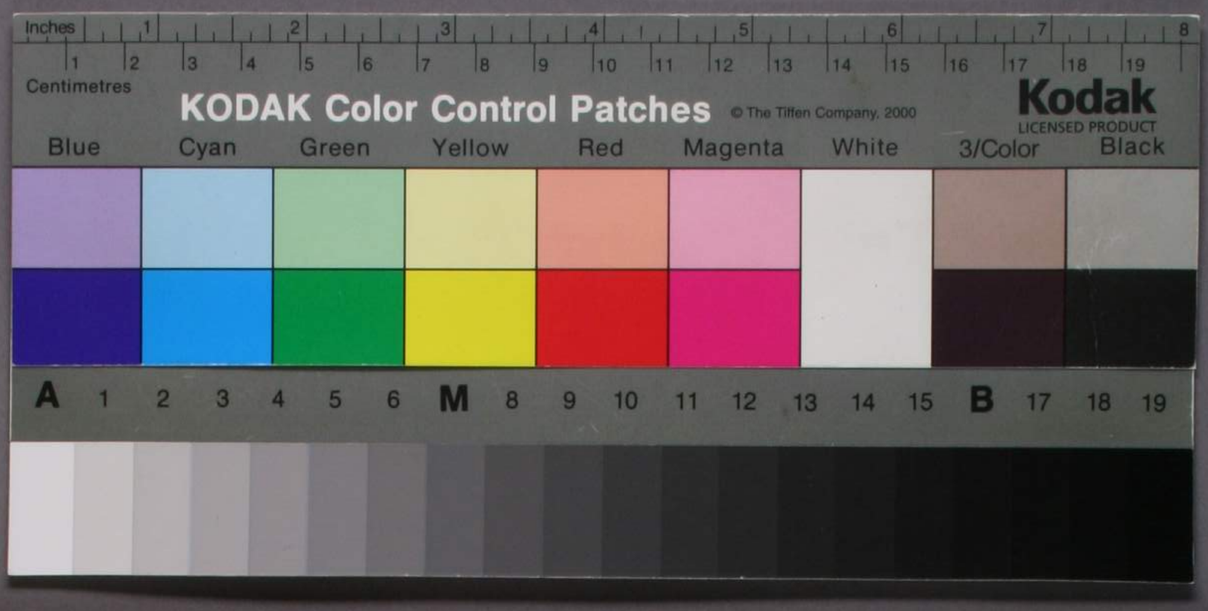

洋学文庫
文庫8
A 149
3

原稿カ

カマ

カシマ

大槻文庫

特
118
199
(3)

かま・ぜんりうどん「釜揚饂飩」（先ヅ釜ニテ茹デタルヲアケテ用セル）

饂飩ヲ熱湯ノ器ニ入レテ客ニ供スルモノ

（ひらうちは、即チ、蒲葵扇ノ蒲ノ字ヲ採リテ訓ジタルナルベシ）

蒲葵ハ字ガタキモノナレバ蒲ノ葉ニテ横ニ作ルモノモアリレキノカ口ヲあふぎ

（ヒラウチハ扇ヨリ蒲葵ニテモ蒲ニテモ扇ヲ作ラレズ）

又蒲團扇。

蒲葵扇

蒲葵扇、蒲葵者或木別名也今

俗名扇ヲ也、稱蒲扇者誤也

長門本平家物語人丸忠

雜玩具

折カヒ「右ノ手ニテ蒲あふぎ」「右ノ手ニテ蒲團扇ヲツカヒタマヒテ」

衍雨「金ハ右ノ手ニテ蒲團扇ヲツカヒタマヒテ」

がーまう「鵜毛」鵜鳥ノ羽ヲ朝詠集「雪似鵜毛」ニ散乱、人被鶴

字和抄

蒲葵扇

カマアフギビ

ラウウチハ

訓ヒラ

かま・ぎりうどん「釜揚饂飩」（先ヅ釜ヲ火ニカケテタギラセテアケテ用ヰル）

饂飩ヲ熱湯ノ器ニ入レテ客ニ供スルモノ

かま・あし「鎌足」わにあし（俗ヲ）

かま・あぶき「蒲葵扇」蒲ノ葉ヲ編ミテ作ル扇。カマウチワ。

蒲葵扇。蒲ノ葉ヲ編ミテ作ル扇。又蒲團扇。

蒲ノ葉ヲ編ミテ作ル扇。カマウチワ。

俗名抄十四「蒲葵扇、蒲葵者或本別名也今蒲葵扇、蒲扇一首」

蒲ノ手ニテ折カヒタル「カウチワ」ニテ蒲あふぎヲ「あふぎ」歴史長記、三、意澄

衍雨「蒲ハ右ノ手ニ蒲團扇ヲツカヒタマヒテ」

がーまう「鵝毛」鵝鳥ノ羽。朝詠集「雪似鵝毛」元散乱人被鶴

蒲葵扇

カマアフギビ

ラウウチワ

字和抄

かまーぎ 穴窯 タキギ。マキ。薪

（みかまぎ、條ヲ見ヨ）

自下ニ 盛ハ新頁ク 焼ケ 他話ノ上 話トナレバ カトナ（酒さかな。タケ 竹 たか

かまーゐれ 鎌入 熟ス 稲ノ刈取。

かまくらーかいだう 鎌倉海道 東海道ノ中ノ京都ヨリ鎌倉マデノ稱

かまくらばくふ 鎌倉幕府 後鳥羽天皇文治年中源頼朝ガ相模國

鎌倉ニ建ツル幕府。頼朝ガ征夷大將軍ニ任ジテヨリ 相継ギテ將

軍ニ至リ後醍醐天皇元弘年中ニ滅ビ 代ノ 此幕府滅亡セリ 此間百

五十年ヲ鎌倉時代トモ

かまくらじだい 鎌倉時代 鎌倉幕府ノ條ヲ

かまくら 自下ニ 盛ハ新頁ク 焼ケ

（鎌倉）

（鎌文

かまいたち 鎌鼬ハ風間痛屋ノ略カ（偶さか、たまか）沖縄ニテハ旋風

ヲかゞしまちトミフ風間屋ノ略カ

（静岡県ニテハ旋風ヲかまいたち

いざ為さた後、いざた出、いざさせ、いさせ

（ツムジカゼ）旋風ノ異名。今モ静岡ニテハ然ヘリ。此語専ラかまいたちニ仰ラトスヒラ

（十二）旋風ノ吹ク時、空筆中ニ真空ヲ生ジ、人体コレニ当リテ膚裂ケ血ノ出ツルコトニテフ風ヲサルニ傷ヲ受クルカ故ニ妖物アリテ切ルナリトスフ。カマカゼ。

鬼彈 水経注、楚水在永昌県ニ水傍瘴氣特悪、中有物見其形其作有聲、中木則折、中人則害、名曰鬼彈」（日倭文韻府）

かゞ

かゞまく 自下ニ「感」ハ新撰貞観儀式（巻）修子見ヨ

（感）心ヲソレニ取ラル。感ハ感ニ同ジ

皇極紀三年ノ月、敬重特異、中臣鎌子連、便感「所遇而語人古人」

曰ク、」

（感）皇子ヲ

万十六九 竹取翁ノ歌ニ娘子ノ和歌ハミヲヤカシ羽ノ歌ニオガホシキ九ノ

現代ノ蛾間モヲ居ラム

続紀 宣命 「天平神護景雲元年八月」

（天平神護景雲元年八月）

（三）心ヲ事ト奇ス。事ヲカマ。

（実例是ハ[illegible]）

詔「聖皇ノ御世ニ至徳ト感テ天地ノ瑞

示現セラルモノ（景雲ヲ云フ）

かまし　形ニ「囂ハかまハ騒ガシキ音ナルベシかやかや（がやがや）ト面ズ。（名義抄「硠、ササマナリ」）かましかましト重ネテかまかましトナリ畧シテかしかましトナリ（わたかまし、わたまし）又畧シテかしましトナル　かまびすしハかまびすしの畧。（名義抄「囂、ヒスカシ」）やかましト云ス弥かましい終リ騒ガシ。ササマナリ。カシカマシ、カシマシ、カマビスシ、ヤヤマシ。

蜻蛉日記下上四十「聞コエテニクム ト云ハバ、マシテ責メフル、アナかまし面憎シト云フ」

（皆山亭）

百練抄下
永嘉元四
年二月七日
条野祭
也、長時四
社奉吹其
聲遥聞

△百練抄、五、寛元四年二月七日、大原野祭也、辰時同社釜鳴其聲遠聞

かまなり　竈鳴　竈ニテ釜ニ湯ヲ沸カス時トシテ高ク鳴ル事

音ヲ甚元トアルト、其日ノ干支ニ因リテ吉凶トシ凶トス

天智紀十年十月乙丑「天皇山科ノ近江宮ニ是歳ニ大炊省

有ニ八竈鳴ル或一竈鳴、或二、或三、俱鳴、或八俱鳴」

延喜式、三、臨時祭「鎮竈鳴、祭」吾妻鏡。安貞二年六月六日

「御所鼎殿竈鳴」△拾芥抄、上、本「釜鳴怪、子日愁事、

五日喪事、巳日吉事、午日鬼神事、亥日小吉」（○十二支皆アリテ他

皆凶事ナリ）

かまふ　自動四　構（下二段他動ノかまふ心ニかまへテ元意ヨリ四段自動
生ジタルモノカ下二段他動ノいとふ（彩色）ニ對シテ四段自動ノいとふ（豊）
いとふ（絡）アルガ如キカ」

（二）イロフ。カカツテフ。タヅサハル。干渉

字鏡集（鎌倉時代初期）「歌ヤイトナム」「人ノ事ニかまふナ」子供ニ

かまツテハ居ラレズ」

かまはぬ　咎メヌ。カマヒナシ。不干渉

（三）アヘシラフ。モテナス。遇對

「何モお構マウシマセヌデ」お構ひクダサイマスナ」

かまー　「竈湯（カマブロ）竈屋（カマヤ）」

かまわぬ（ヲ）「鎌輪奴（カマ）」掬はぬ（人言ヲ顧ミズ）ノ判物（シモツモノ）より奴詞「よしや

やざれ」ト云フ意ヨリ わざと（作ヲ見ヨ）」

明暦萬治寛文（ヨリ元禄）頃迄ハ 衣服ノ模様ヲ鎌ト輪トヌ字ヲ連ネ

タルモノ 四奴ナドノ用ヒタリ使ヒ分ケル女モシかけ（ナド）ニ金糸使ヒ（ヒナドル）

天和ノ頃ニ至ル。一代男（天和）「太布ノ花色羽織ニ サヒロタニ 四寸五分許ノ紋

ニ鎌ト輪トヌノ字ヲツケテ文言九ツ立テ」

かまくらばくふ（鎌倉幕府）源頼朝ノ相模国鎌倉ノ地ニ建テタル幕府。

後鳥羽天皇ノ建久二年十月頼朝上洛シテ右近衛大将ニ任ゼラレ東帰シテ

明年二月正式大将ノ例ニ倣リテ公文所ヲ政所ヲ置キ政令ヲ出ス事

次ギテ征夷大将軍ニ任ジ後将軍九代執権北條氏九代ヲ経テ建武

天皇ノ元弘三年ニ亡ビテ滅セル此間百五十年間ヲ鎌倉時代トスル

かまづか（蒲）（鎌柄、鎌身、菖蒲）

川鱚ノ古名。俗名抜十九ニ「鮴、小魚名也ガ未豆カ」

かまづか（つか）（草）（一）

雄黄紅ノ古名ナルベシ

枕草子（三、三十四）ニ、草ノ花ニ：かまづかノ花、ラウタゲナリ、名ヲウタテゲナル、雄ノ

実ノ花トリ文字ニ：まキタ」

（三）鴨跖草（ツユクサ）異名（輪廻小録）物類稱呼ニ、譜略土佐ニテモ然ル（由見）

かまーのーさう（ママ）

陰虎相（ガウヤ）（陰虎ノ約、屋土記、ふどき、孔ぐし（コウシ）通夜（ツウヤ））

木部明本陰虎相如、腹ニテオロシキ毒、（其條ヲ見ヨ）

（四九）

源東屋ニ、「人間キモカハライタキ事ト思ウタヘバガヨノさうヲ出シテ」

見ヨキリンバイトムクノ如ケ、ゲスゲスシキ女トオボシテ」

かまぼこ　あみ　「ヰ浦鮮」　藤原秀衡ガ用ヰタリトニアラズ、今ノ陸中
陸前ノ地方ニ往々持チ傳フ。平泉高館ノ下ニ石工ヲ集メテ十萬枚製
セシメ、トテ十萬ヒラノ名アリ其地ヲ十萬坂ト云フ（海國兵談）白石ニテ棚
ノ材ニ外竹ノミ打合ハセテ内竹ナシ一面ハ平ラカニシテ一面ハ　かまぼこ　ノ如シ
かまやま　かうじ　「金山柑子」　ゆず　ノ一名。
かまつち　「六鬼土」　鍛冶ノ竈ノ内ノ焼ケタル土、薬用トスタリ
本草和名上ニ「伏龍肝、加末都知」
康軒本草ノ下品ニ「鍛竈灰、加知須留所乃都知」　伏龍肝、加末
乃ち知乃川知、せ計太留川知、加末都知」

かまぼこ　「ヰ浦穂」　ヰ浦穂ノ義、稲穂ノ上ニ云フ語モアリ、大
葉名草前草　ノ　ムラ　ハ（著）藁　ノ　ささ　ハ（勢）ト意味ナク物
ヰ浦ノ穂。ヰ浦ノ條ヲ見ヨ。ヰ浦穂
（二）
かまぼこ　「ヰ浦穂」　ヰ浦ノ穂。ヰ浦ノ條ヲ見ヨ
かまぼこみち　「菌鮮路」　かまぼこ　ヲ作ル路。
かまぼこむしろ　「ヰ浦席」　ヰ浦ノ葉ニ編ミ作ル席。
かまもと　「六鬼元」　クリヤ、基ノ所。
かまや　「六鬼屋」　塩竈ノ小屋。為忠百首「塩木積ム海人ノ　かまや
ニ雪降リテ立ツ烟ハ凝ラヒシケリ」

かまやり 鎌鑓 鑓ノ穂先ノ形西洋鎌ヨリ居ル。鎌ニ長キ柄ヲ

かま・ぶ 竈風呂 山城國八瀬ノ里ニテ窟ニテ木ヲ燻ベ里人ヲ作ル

其所ニ入リテ身体ヲ蒸スモノ。蒸風呂ヨリ始マリ石風呂、蒸湯トモ

ヨリ 狂言吐（ ）五「八瀬ノ釜ヲ下ロシ里人ヲ五ツ物ヲスベケル次ギニ釜

ぶたヲ立ツルニ生木ヲ焼キ其煙ヲ受ケ湯ニ入ル人身ニ薬ナルベシ」東海道

名所記（寛治）「くろ木ト云フ薪ヲスブルツイデニかまやト云フ薬湯ヲ」

テ京ノ人ハ美麗生タメニ此湯ニ入リ待リ」油糟（寛永）「土ノ中ニ咳ノ音」

疾薬ナ人ハ蒸湯ニ入リタル」古キ前句集「出タリ入タリ入タリ」

塩風呂モ塩ガハ、カヌ底ノ息」（嬉遊笑覧九）

（嬉遊笑覧九）

九ノ上ノ九

かまくらびゃうし 鎌倉拍子 相模國鎌倉ノ鶴岡八幡宮ノ神輿太

鼓ノ拍子ニ起ルト云フ四川拍子ト云ハ武蔵國品川ノ天王社ニ起ルト云

東京里神楽ニ太鼓ノ四ツ一種ノ拍子名、馬鹿囃子、綿太鼓ニ

モ云フ四川拍子ト云ヲ数種アリ

かま・ぶ 自下ノ感ノ口語、感ジテ心ヲ寄ル意

かま・し 釜師 釜ヲ鋳造ル業ヲ為ル者、殊ニ茶家ニ用ル釜ニ云フ

かま・せんにん 蝦蟇仙人 蝦蟇ヲ使ヒテ妖術ヲ行フト云フ仙人、絵ニ大ナ

蝦蟇ノ背ニ仙人ノ乗ルヲコトヲ多ク蝦蟇ニ数ヲ十ト云ヘル即チ其雲ニヲ表シ

タルモノ 盛衰記、四十五、大比叡「昔モ今モ怨霊怖シキ事也、蟇ノ

臭天ニノボルト云フコトモアルゾカシ」

かまどの（竈殿）神社、倩ら神饌ヲ調ズル建物。カシキヤ。

神楽殿、宮ニ「豊」（宮長）神楽スラシ」トテハ、雀神ヲ祭ル

かまーび（釜日）（釜ニ湯ヲ沸ス日）茶道ノ宗匠ノ弟子ノ稽古日。

かまーひけ（鎌挽）（鎌ヲ倒サマニセル形ニ上部ヲ曲ケ、西耳ヘ向ケテ揉ミ上ゲ作ルモノ。カイセルヒラ）

江戸時代ニ武家奴ナドノ髪ニ用ヒタリ（髪ニテ書クモアリキ）

かまびーて（構手）（かまびと人）ヲ人。相手ニナル人。ゆ抱ス人。「かまびて無し」

かまーば（浦帆）（蒲席）ヲ帆トシタル。

かくみ（神）（隠身）（かくばかり、かぎかり、探女、さぐめ）現身ニ（隠世、現世）ヲ言フ。古事記開巻ニ「天御中主神ニ、揺神成坐而隠身也」。霊異記、上、第四、聖徳太子、神人ヲ看破シタマヒシヲ「聖人之通服見隠身」ニ

（二）形ハ目ニ見エズシテ霊アリ。若年ヲ知シテ寿霊ニマシマス方ノ種。

後ニ無上自在ノ威霊アリテ世ノ禍福ヲ知シ人ノ善悪ヲ糺カ懲戒ヲ討ヲシタマフベキモノノ意トス。耶蘇教ニテハ宇宙ヲ創造シ支配スト云フナリ

（三）御歴代ノ天皇ノ身魂、現人神ニマシマスベカリ

万ハ世ノ皇祖ノ可見ノ大御代ニ田道間守、常世ニ渡リシ（垂仁天皇）

同巻ニ芳野離宮歌「皇祖ノ可来ノ●ミユトノ恐クモ始メタマヒテ云々」
此大宮ニ云々」（應神天皇）
（三）スベテ人智ニテハ測リ知ルベカラザルコト「神ノ如シ」「神業」
（四）神代ニスベテ功德アリシ方々ノ稱、何ノ命、某ノ命ト申ス是レナリ
（五）聖賢英雄ナドノ逝去ノ後ニ其霊魂ヲ祀ルコトノ稱。
（六）スベテ荒ブル者、恐レキ龍蛇、豺狼、虎豹ナドノ稱。
皇行紀、四十年七月「東國不安暴神多起、亦蝦夷悪鬼」
神代紀、上三十七「素戔嗚尊動蛇曰汝是可畏之神」
崇神紀「行方郡」「謂蛇為夜刀神」（谷ノ神）
豊後国風土記、球珠郡「蛇霊龍謂於簡美」

△八岐大蛇云々

（六）重言、近キ方ヲ上ニ「上賀茂」「上賀茂」

勅明紀、六年、十月、膳臣巴提使、虎ニ向ヒ「汝威神」（後名枝、十八
サイ）豹、牽ヲ賛ヒ可美」
勅明紀、秦大津父、狼ニ逢ヒ「汝是貴神」「オホかみ」
（七）鳴雷ノ如キ（カミナリ）（カヅチ）、
神武紀、十二九「神ノゴト聞ユ」
ワヲ鳴リハヘルケル朝ニ」
（五）官、主人、尊長、夫人ナド（貴人）
吾妻鏡、廿、建暦三年四月廿七日「和田義盛」
之疑ヒ云ヒ義盛邸ヲ云、「於」上（将軍）（全不若狭相模書）
若狭人之間ニ
（七）能登国、句井津ニ、老女ヒ、「七尺ノ大蛇」（北陸道名所）

かみ（名）〔上〕

（一）高キ所。ウヘ。（下ノ対語）

（二）高ク貴キ[illegible]。「上ノ好ム所、下、之ニ倣フ」

（三）[illegible]神「上ノ尊」

（四）天子ノ尊称。古事記中（神武）十一、四、沙命ノ上、治天下ニ（綏靖天皇）

（五）官、主人、尊長、夫人ナドノ尊称

吾妻鏡、廿一、建暦三年四月廿七日「和田義盛、上ニ来リ有ニ謀反之疑ヒ」云、義盛都甲云、於上（将軍）全不存知相州（北條義時）者

（六）皇室ノ近キ方。上方「上京ス、下ル」

（七）年長。年上。若年。若年下ニ、「七月廿八日、駿上ニ、七十七歳ノ翁」

(六)ミナモトノ渕「川ノ上」

(七)往ニシ時。イニシヘ。往時千載、序、かみ〻暦ノ頃キヒ

コリシル文ノ今ニ至ルマデ「上ツ世」

(八)上方ノ墨、上圖「かみへボル」

かみ紙ハ竹間ノ意ニ、かぬ、かミト轉ジタルナリ。ふみ(文)ノ語原ヲ見ヨ

函雅釋器、疏「竹間、竹簡也、古未有紙、載文于竹簡、謂之簡札」

推古天皇、御世ニ高麗僧来朝シテ始メテ紙ヲ造リ、自文書記ル事

札ノ條ニ手紙、手簡ヨリカント、後ニ又てがみト、後ニダケヘタルナルベシト云

(リ(手段、てだん))

別ノカード紙ノ項原ニ入ル

かみ丸りあげ、自ヲ「神上」(一)神、天ニアガル、神代紀上……

神功成軍、雲運「雲運ニ定」

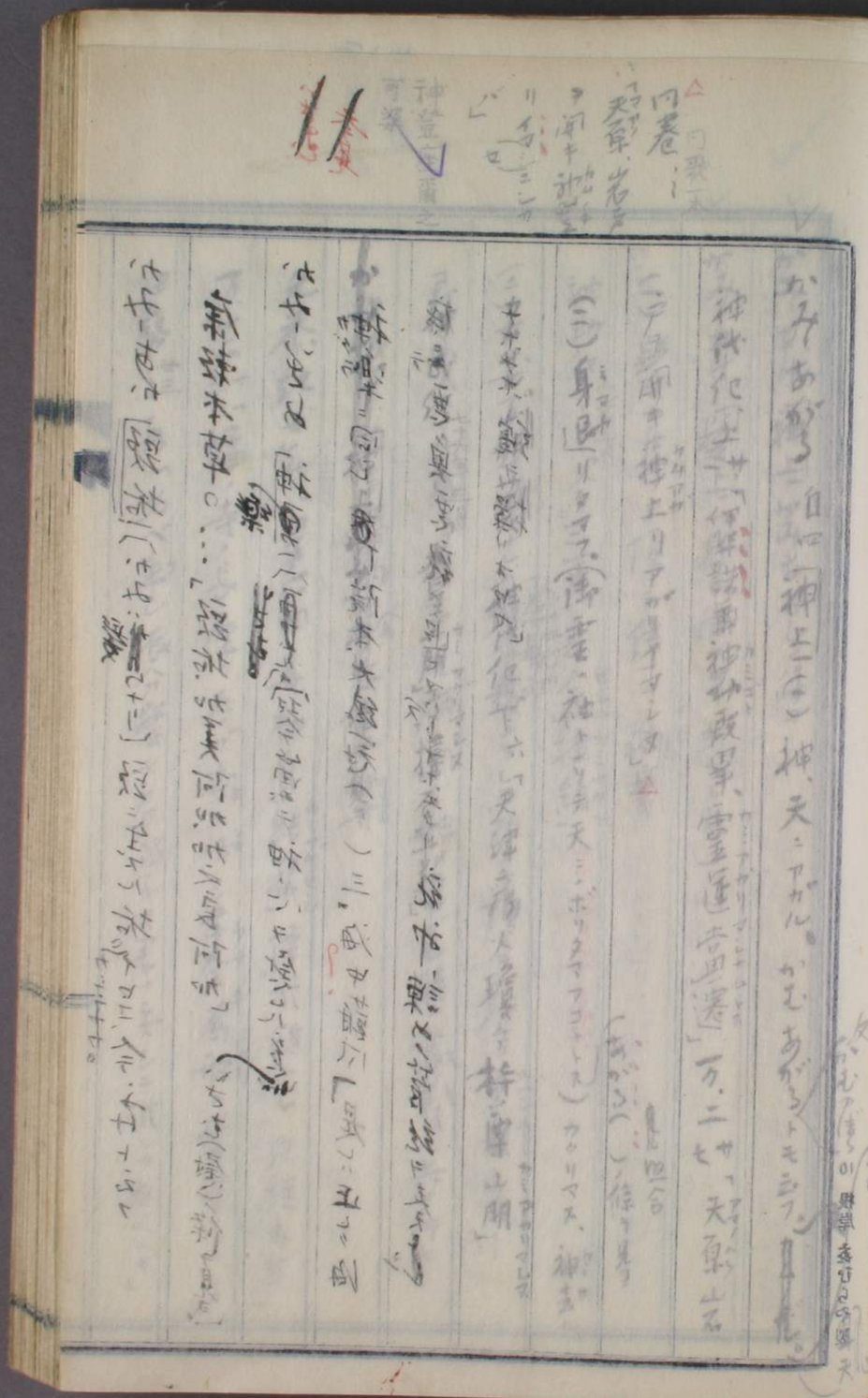

かみあがる　白ロ　神上（ヒ）　神、天ニアガル、かむあがるトモヨム。

神代紀上サ「伊弉諾神ガ既畢、靈運幽遠」万、二サ、天原山ニ

（ニ）身ロ　リヨウ（霊）、社ヨリ天ニボリヨウ（ヨウ）ヲ

（おがむ）（）拝ム　カシワデヲ、神ニ

キヨメ、祓ヒ、祝詞ヲ、「天神之教人環」　特ニ「山開」

ヲ、ヒ、ヒ、ヒ

かみ―あか「頭垢」（かみ―慢ヨリ）頭ニ生ズル垢ナリ。今ノ世ニ云フ

庫軽本草ノ……「頭垢加美阿加、加之良阿加」（さむ（屑）ノ條ヲ見ヨ）

かみ―ぬめ「神涎」（今笛ニテ神ノ心ヲ慰ル意）

神楽ニ同ジ　院本大鏡（冠（　）三海中蘚ハ「是レハ正シキ海

底ニテ悪魚悪龍ノ足ニ成ル」ト仰セラレ　就神謀ノ筋ヲ表シ

ナホナホ縄ヲ操ル オロヤ」

△同歌本

同巻、

天原、岩戸

ヲ開キ神楽

リイタシニカ

バ」

神登座爾之

可姿

かみあがる　自四「神上」（一）神、天ニアガル。かむあがるトモ云フ。

神代紀上ニ「伊弉諾尊神功既畢、霊運当遷」ト云ヒ、天原山石

ニアラ開キ神上リアガリイマシヌ」△

（二）身退リタマフ。（御霊ノ神トシテ天ニ祭リタマフコトトス）カクリマス、神去ル、

カムサル、山開　神代紀下六「天神之子火瓊瓊杵尊山開」

神武紀「天皇山開キ撞賢木厳之御稚」

かみあげ「神上」　かみあがり　長保元年「皇后宮初自結髪、陪於後ト」

万十二十「播磨寺長屋ニ妻ヲ置キ、髪ヲ上ゲ、ヲ上ゲ為ル髪ヲ」

伊勢物語「比べ来し振分髪も肩過ぎぬ君しなかずば誰かあげまし」

かみ・ぎ 神上 髪おろし・髪ヨー

かみ・ぎ 髪上 髪ヲ結ヒ上ヲあぐ上ニ

(二) 髪ヲ集メテ頂ニ結ヒ 結髪

神功紀・元年三月 今三軍進令 推結 アゲ・ムナ・ヒ 高ゆ

(三) 古、女子、年頃十六ハ 髪ヲ垂レテ 垂髪 トスル

男子成人ト九歳ニテ男子元服ニ同ジ 始メテアグル時ハ 裳着 ト共ニ行ヒ

元服ニ 成人式 ニ婚約ニ定ト九 結納

元禄七年 「貞享日記」 妾初自ニ結髪 陪従後ヒ 改結 「多年」

万十六 「橘ノ寺ノ長屋ニ高ガ 率ニ 宇大系 ニ 放ヘ髪 髪ヲツクムカ」

伊勢 「比べ事」 振分髪キ 肩ニ 髪ヲ垂レテ 推シカ あぐヘキ」

西宮記 侍中辞要

竹取、かぐや姫「ヨキホドノ人トナリヌレバ云々かみあげナドセサセテ成人シ」

貫之集、延喜十六年二月「女四宮ノ御髪ヲ削ル歌」

三上皇女ノ御陪膳ノ時、垂髪ヲ頂ニアゲラレタリ、御膳ニ觸レム

憚リテスルナリ　紫式部日記、寛弘御産「御髪参ルトテ女房ハ

人ヒトツ色ニ裳来キテかみ結ビ白キ元結ヒテ云々例、おもの〻ヨルトテ髪あ

ぐるコトヲスルヲ云ヒ」　江家次第、十七、三条「幼君時女房為陪膳上一

本髪女藏人四人以上傳供」　禁秘抄、上「髪上、乗女」

かみあがり「神有月」（有ニ神ノ出雲ノ大社ニ集マリタマフ根ナレ言ニかみあ

がりニ神無月ト云フなんニ因リテ云ヒ誤ナリ）十月ノ異名トスル妄説、

芸藻草（宗祇ノ弟子宗牧ノ著）二「十月、神無月、出雲國ニ神集リ月ト云フ也」

かみーがかり　神懸　神憑　（憑キテ天宣言アル。）

（天宣言アリ）　神託ノ託宣。　神憑

神代紀上ハ「天鈿女命云々、乃チ天石窟戸之前ニ、顯神明之憑

談」此云フ歌牛鶏可梨」　古事記上五「神懸」　崇神紀七年三月

「神明憑依」　垂仁紀「日百襲姫命曰天皇何憂國之不治也云々」

仲哀紀八年九月「時有神託皇后而誨曰天皇何憂無就之不服

云々」　天武紀、上十六「若神」

かみ-かぜ　「神風」ハ神威カノ風ナリトモ云フ一定説ナレド或ハ神ノ御城、神ノ門ナドノ神ニ用ク怒レキ意カトモ思ハル」

神ノ威力ニ因リテ神ノ吹カシタマフト云フ　厳キ風ヲ枕詞ナドニ　かむかぜ

加ノカゼト云フ

万二ニ十「渡会ノ斎宮（大神宮）ヨ神風ニ伊吹キマドハシ天雲ヲ日ノ目モ見セズ常闇ニ覆ヒタマヒテ」　伊勢ノ内宮ノ別宮ニ風宮アリ

太平記　弘安四年蒙古ノ軍ヲ全滅セシメシ事ヲ記セリ　又風宮ハ著ハ社殿ナリニ異族ノ降伏ニ因リテ正應六年ニ宮殿宣下アリシ云フ（稜威千別・四）

十六年二月
「受業者神祇祝部」

かみ-ごと　神語　神事　神ノ告ゲタマフ言。カンゴト。神託。

神功紀(長歌)「得神語」「隨教而祭」欽明紀「託神語」「報曰」

神祇祝部　「巫覡」「祝」ガ神言ト称シテ来ル

「遣唐使歌」「巫覡言」　巫覡紀「巫覡言」

「巫覡言」　陳神言入微之説

神代ノ語言。後後世の嘉祥二年三月七歌「古語流

ミ年九　神語ニ傳ヘ年ヒル」　清水ハ　「出雲国造出雲国造ノ

大祓ノ詞　後世の神祇官ニ於ケル月詔　奏計算(神言)

国神語有ニ　出雲

(三)神事ニアツカル語、真継儀式「造酒、神語、佐可都古麁

妙服、神語、阿良多倍、拍手四度、神語、所謂、八開手」

かみ-さび　自上ニ「神然ハ(ハさび(然)ノ條ノ見ヨ」

(二)神ノ状ナリ。「物荒リテ」「荒ル」カウガウシクアリ。又ハ「さび」。

万、二十九　難波ノ海ハ潮ヲ出デ見レバ可美佐大流生駿高山嶺ニ

雲ノ多ギビク」同六、三十　芳野離宮「山高ミ雲ゾタナビク河速ミ瀬ノ

音ゾ清キ神佐備ヲ見レバ貴クヨロシナベ見レバ苦シケレ」

同十五、十九「可牟佐大流荒津ノ崎ニ寄スル浪」同十七、四十「可牟佐備テ立テル梅

ノ木」

(三)老ユ。万、十七、四十七　石上振ノ神杉(序)神佐備テ古レヤサラカウ恋ニ

金ヒニケリ(老人ノ姿)空徒、茅耳、中ニ「かみさびたる」公羽三見ユ

しば女ノ御ヨノ面伏ナリ」

(三) 年功ヲ経、澄ノ朝敵……「かみさびニ允年月ノ経数へこ侍ルニ」

同ノ若年ノ……「琵琶ハスグレテ上手メキ神さび名手ヅキと澄ミハテ、面白ク風エ」紫式部ノ「陸奥ノ国ニ者レ文ニテ」

かみさび(名)(神業)カミザルコト、方一ナル吾ガ大君ノ神ナガラ神佐備セスト」

かみさび(形)かみさび(神業)保元物語

かみしも 上下 (二) 上ノ方ト下ノ方ト。ウヘシタ。

(三) 政治官吏ト人民ト

(三) 京ト田舎ト

(四) 川上ト川下ト 夫木ナセ「大井川、川ノ分門、かみしもニ千鳥数唱キ夜ゾ深ケニケル」

(五) 肩ト肘ト。「按摩ヲみしも」

身体ノ腰ヨリ上ト下トノ衣装ノかみしもヲ脱ケ

(六) 和歌ニ御三宿ト本ニ和ト本ノ作者ノ見

(七) 一箇月ノ十五日前ト十五日後ト

なみしも 「上下」（上下ノ衣服ト云フ（キ語也））

（二）上衣ト袴ト。 衣裳 ※同 中（重神）ニ十「上下衣服」是身高

丙 ニ々ヒ七ハ其母、藤葛ヲ取テ一衣ノ裾「繊維衣裳」

※古事記上ニ 伊邪那岐大神「御衣、御裳御禊」

鎌倉時代ニ入リテ三ツ重ノ直垂ニ立ヒ重ノ時ハ三ツ重ノ直垂ニ立ヒ

鎌倉御殿廂戸答従詞「奉ル御衣、上下備ヘテ」

（三）狩衣、水干、直垂素襖ナド 袴ト 如泉ノ染色ノ同ジキモノ

甲 大和、下百十五「我ガ装束ノ如シ、黄、太刀ヲ佩ク、諸経ニシケリ」（諸経ノ布施物）

乙 宇治拾遺、八ノ二條「武正、新番ノ如シ、笠ヲ着テ」

丁 吉部秋詞抄（建久）「着白面上下ニ着ル浅黄」

乙 但今昔（[illegible]）「[illegible]」

第三十一 [illegible]

（後松日記、四）

乙 布衣記（永仁）「面ノ若薫、中間、脇ニ上下着、石ニ具」

丙 吾妻鏡、[illegible]「著紺直垂上下」（三男佐竹[illegible]）

一、治承四年十月

真淵、故宴集（室町時代）元服「上ノ方ノ結目ヲ解テ根髪バカリニテ烏帽子ヲ着候、其後、上下ヲ着ル候ヲ祝テ」（素襖ヨリ）

△近世来談（享保）一ニ足利義満ノ時ノ内野合戦ノ正月元日ニ起ル殿中賀宴ノ光、素襖ノ袖ト裾ヲ取テ来ニ移セシニ如クナルナリト云ヘリ かたぎぬ ノ條ヲ見ヨ

かみしも 「裃」（前條ノ法ノ稍ルナリ 室町時代ノ礼服名 肩衣ト袴トヲ 紋服 ニ袖ノ上ニ着ルナリ 麻ノ薄茶、浅黄

江戸時代ノ礼服名 肩衣ト袴トヲ 紋服 ニ袖ノ上ニ着ルナリ

麻上下ノ最礼モ 第[illegible]

又 肩衣ト袴ト色異ナルヲ 裃上下ト云ヒ 平服ト用ヒル

ヒタ人 吉宗将軍ノ世ニ如クナルト云フ（上下ハ同染色ノ意ナル語原ヲ忘レテ麻裃上下

貴文中ノ年號ノ礼ノ觸ニ「月代ヲ致シ麻裃ノ上下ヲ着」（嬉遊笑覽）

二）

かみ

そぎ　髪削（切ル事ニシテそぐトモ云フ）　深そぎ　鬢そぎ（ナトニヲ同ジ）

童男女、髪置ノ後、成長スル髪ノ末ヲ肩辺ニテ切リ整ヘルナリ　始メテ

時祝儀アリ其後一年ニ数度切ル

源の英江ノ「姫君ノ元ノ御髪ノ元ノ久シフそぎヲマガヘルヲ今日ハ吉キ日ナラ

ムカシトテ暦ノ博士アコヒテトキトハセナドシテマヘナドニ元ノ髪トモノ末ヲ

そぎアタレテ」（夢中抄（鎌倉時代））日次「そぎ、二月四月六月十月十二月

吉ニ牛寅午ノ日ヨシ」

かみ　つけ　髪上げ（上之髪義）　ヒゲノ條ヲ見ヨ

かみつよ　上世（上之世義）　アガリタル世。オホムカシ　（上古）

かみ　タバコ　これ　（紙巻草入）　桐油方形ニ紙ヲ折リテ貼リ作ル烟草入　桐油合羽ニ因テ合羽たば

こ（さいれんとモ云フ）　たけヤナドヲ長ナリ刻ミタバコヲ入ル三用ル

かみ

かみまき 重頭ハ神和ノ義 ゴ手和ノ條ヲ見ヨ

（神津ノ和ノ義）

（神主ノ）

（神主ノ）

（耳ノ被ノ）

（耳ノ被ノ）

「神主ノ」

「神主ノ」

「ト黄」

「ト黄」

「耳ノ被ノ」

「耳ノ被ノ」

「耳ノ被ノ

り）續紀、十、天平元年八月詔「天地ノ大キナル瑞ハ願ハレ来トナモ隨神思
シメサクト宣リタマフ」（聖武天皇ヲ申ス）

万、十八、廿「食國ハ榮エムモイト可ム牛奈我良思ヒシメシテ」（同上）

同、二、三、五「神幣リ幣リイマシテアサモヨシ木上ノ宮ヲ常宮トサダメ
マツリテ神隨安定リマシヌ」（コレハ高市皇子ノ御神霊ヲ云ヘルナリ）

（三）神代ヨリノマヽ

万、十三、十一「葦原ノ瑞穂ノ國ハ神在隨
言挙セヌ國」同、十七、四「可無奈我良御名ニ負ハセル云ヒ天ツ
高キ立山（熱田）」

泉ノ河ニ

万、一、二「藤原宮之役民作歌」特別セル真木ツマテヲモモタラズ筏ニ
作リ浮スラム競ク見レバ神隨ナテレ」（民ノ皇室ニ忠ナルヲ云フ）

10

根

ニ新酒ヲ醸ス月ノ義ナリ

かみなづき　「神無月」「醸成月」ノ義（萬葉八、四「カミナヅキ」）

ノ條ニ古義ノ記サル大神宴ヲ行ノ說）万、十六、十三「味飯ヲ水（酒）ニ醸
成シ」「月ハ新酒ヲ醸ス月ノ義ナリ」（新春）

（神無ハ當字ナリ）

「醫月ノ語原ヲ見ヨ」

「何事モ行キテ祈ラムト思ヒシラ社ハ
アリテ神無月ナリ」借字ニツキテハ言ヒ尽ス難キ古カルベキカ花山天皇ノ頃ノ人
ナリ藤原清輔（治承元年六十）ノ奥儀抄、上、末ニ「十月ヲ天下ノモロモロノ
神ヒ雲國ニ行キテ異國ニ神無キカ故ニカミナシ月トヒラアヤマレリ」トアリ
是等ノ説ニ因リテカ從來紛々ノ說アレド神ヤノ出雲ニ集リタマフトヒラフ古典ニ絶エテ
接リトコロナキガ如シ一切妄說ナルベシ

陰暦十月ノ稱。神武即位前紀甲寅年「十月」雄略即位
（音便ニカミナヅキ。）

前紀「[illegible]」百八四「十月」

[illegible]

[illegible]

四年十月

神の一部か
神の一部か
しめ。

かみのつかひ「神使」神ニ奉ずる者ニ為ハ、勅使
大木、二十七、准ヒ皆其廢ニ馬ニアヒド 神の使ニ徒歩ヨリ行ク」
かみのつかひ「神使」(神、遣ヒタマフモノ、遣ハシテタマフモノ、遣者トミヲガ忘レテ)
某神、何神ニ属キテ其神ノ命令ヲ承ケテ遣ハルト言傳フルモノ、イヅレモ
命令ヲ受ケテ遣ハルト言傳フルモノ、イヅレモ
十四年記、中景行五十三「山神ニ是化白猪者其神之使者」
皇子行化「山神化大蛇」不知主神化蛇謂是大蛇必荒神之使也」
皇極紀四年、(正月)遥見有物而聽猶吟之時人曰此是伊勢大神之使也」
齊明紀 大木神祟
八幡大神、橿、春日神ニ感、白髮神、張、垢衣神、紙、吉神ノ祟、三島神ノ祟、當麻

佛ニ託ス大皇天祖、井奉、地、豆伊天ノ祟、蛟蛇ナドアリ

かみーのーや　赤箭（漢名、一名、鬼箭ノ文字漢籍ニ見ユ　おにのやがらト云フ草モアリ）

又、ヨトヨトシ。

草ノ名、茎赤クシテ箭ノ如ク葉ハ苟菜ニ似テ小サク、夏ノ初ニ茎ノ端ニ花

カヲ開キ実ヲ結ブ。蔓ニ隨フノ実ノ如ク熟スレバ黄ナリ。根ハ芋魁ノ如ク十二

アリテ根ヲメグル。本草和名、上サツ一「赤箭、一名、鬼箭、居鬼督郵

平止平止之、加美乃世」倭名抄、三十六「赤箭、加美乃夜加良」

（三月ノ花）

「ヒニチ　ミナ」ヤ　ヒヤヒヤ　ヒヤヒヤ　ヒヤヒヤ

△大木三本四神
紙「世マカケテ
齋ノ三室ノ卯
ツヒハイヤトコヘ
祈リタマフム」

かみのゝ〻ゝ「神奴」ハ世ノ人ノ作ノ見る」
神社ニ奉ル紙 採芋ニ従ヒ宮人者「かみやつこ」と云ふ敬語ニ
神の御奴ト云ふ 往古大天平勝寶二年八月「神奴」意支那祝長月」
同 三十一 天平寶字三年九月「鹿島神奴」ハ弟撰ノ神紙「霜枯レヤ
梅ノ廣山葉ノ八葉盤ニ刺ストヅイソブ神のみやつこ」
かみ〻ばな 「紙花」紙ノ造花。図主寮式、國足齋會「冬月用紙
花餞月採時花供ス」
かみ〻の里みさか「神御坂」ハ嶮シキ畏ミ恐ラ神トニフ神門ドモアリ」
論ミ坂。万九 三十「東ノ国ノ恐キヤ神の三坂ニ」(相模ノ足柄山ノ坂)
万二十三 五「チハヤブル賀美乃美佐賀ニ御幸奉リ」齋ノ命
(信濃ノ御坂)

さやぐ〻へ 第十二 「論会」(一) 蔭ニ 起ル 祭ノ(三)宮ノ 論会ノ 神ノ
さやぐ〻や 「神名義」さやぐ〻ノ 神ノ
(三)
「論」
「論」「論」「論」

かみろぎ 神呂岐

かみーやま 神山 神社 日本ノ名山 百二十三 ……「神山ノ山下 鹽ニ行ッ水」

かみーろみ 神呂美 かみろぎノ俗ナー

かみーわく 他ナシ 嗜分 (一) 嗜ミテ味 (二) 考ヘテ理ノ當否ヲ辨別ス

嗜 嚼 味

(三) 入宮ニ必要ナル物

[illegible] 春ノ岡ニ [illegible]

日本書紀ノ解釈 [illegible]

[illegible] 大日孁貴 [illegible] 言

[illegible] 天皇ノ [illegible]

[illegible] 天皇ノ [illegible]

△姓氏録ニコレマデノ御子孫ヲ神別トシ後ナルヲ皇別トセラレタリ

△遷宮ノ楽章故郷作歌

かみよ　「神代」（二）　天武　用辭ヨリ人皇神武天皇ノ御代以前ノ時代ノ稱。

神の代。神代。△　古事記、上ニ「自國之常立神以下伊弉那美神

以前ノ稱　神世七代」　一万八千五　大已貴少彦名ノ神代ヨリ言

ヒ継ギケラン」　日本書紀ノ神代巻ハ此時代ナリ

堀河百首、懐旧「春ノ園ニ折リテ見ル　タカトリハ　神の代ナラズ　葉ヲ」ゾ思フ」

（三）人皇以後御歴代ノ天皇ノ御代ヲ特ニ神の御代ト稱ス　天皇ハ現人神ニ

マシマセガヤリ　歴代　万六、卑　「ヤマト」　「日本ノ國ハ皇祖神の御代ヨリ歌キマサん國ニシ

アレバ」（神武天皇）　大和　御代　同十八世ノ「皇祖ノ可見ノ大御世ニ国定御守

栄世ニ成リ（垂仁天皇ノ御代）

かみ・スベき「神」（ろ、ろ、約（母、先）親ニ元ノ後、き、男神ノ稱

☆　かみろみと云フるみ、女神ノ稱、さちき、海（男神）いさろ、ノ神

かみ・なり（雷）（雷鳴）義、かみトイフモ云フナリ

空氣中ノ電氣ヲ生ジテ激シル烈ニキ郷音キ強キ日光ニテ地上ノ水蒸氣

（上ニ昇リテ）（六ニ）ノ冷ヤ（六ニ）氣ニ會ヘバ收縮凝結シテ電光ヲ發シ雷鳴ヲ生ズ

上下ノ電氣合フ（相）レバ（雷）ガミ。イカヅチ。雷。

（霹靂ハ雷ノ）

狂言記、神鳴「神鳴ガ鳴ルハ、オソロシヤ、オソロシヤ」

俊名抄、十二、熟芳合語 加美奈和乃豆保 俗謂之雷鳴也

いかづち語源ヲ見ヨ

（夏時ニ多シ）

△大祓詞「高天原ニ神留リマス皇親神漏岐神漏美命」

かみ・ろぎ「神」（漏岐）（ろ・いろ・約（母・兄）親ニシテ之ノ後ニ生ル男神ノ稱

かみろみ（ろ・ろ・約）女神ノ稱（いさなぎ・尊（男神）いさなみ・尊

（女神）ノ如シ」高産靈（皇）神、皇産靈神ヲ神トシテ男性諸ノ尊

（神）

（神皇）

（神皇）

（神皇

呂岐無比大神」（素戔嗚尊）仁明紀…「加夫呂伎」（少彦名命）

古語拾遺「高皇産霊尊、是皇親神留伎命、神皇産

霊尊、是皇親神留弥命」

かみ-やどり 「神宿」 ~~[illegible]~~ かむやどり 條ノ

さな-ぶち 「[illegible]」

[illegible]

歌。[illegible]

さな-ぶち 「[illegible]」

かみわざ 神事（カミゴト。マツリ。ミキ。）ノ祭。神事。神楽。

源。槙柱四「霜月ニナリタ かみわざナド 繁ク内侍所ニテモ事多カン

頃ニテ」四「朝顔ナ「冬ツカタ、かんわざモトヾマリテ 宝叔々トキニ」堀河百首。

冬。神楽「夜燎燒ク天ノ岩戸ノかみわざ」

かみーわざ 神業（ハわざうた（童謡）わざはひ（禍）ナドノわざうり）

神ノヒタヤフ事。カミゴト。

かん 燗（室ノ火間ノ合ヲ湯熱ノ中間ノ利用 堪ヒ堪ヒ（文安）二サ

五、酒ヲ茶ノ熱ヲ温ヲ（ヒ）ヲ何ヲ、ヲ間ノ室ヲ用 寒ノ間ヲ能 秘ニス

ルナル（ヒ）酒、水、茶ヲ沸カシ 温熱ノ程度ヲ云フ語 今ハ専ラ酒ニ云ヒ 秘訣

湯ノ中ニ美入レテスルヲ熱クスルヲあかんナドニヲ又燗鍋ナド

「ーかん」「ーかん」「ーかん」

冷酒。「酒ヲ燗ス」

「酒ヲ燗ス」「酒ヲ燗ス」

「酒ヲ燗ス」「酒ヲ燗ス」

「酒ヲ燗ス」

ウン 瀾（古ヘノ支那、歴代朝貢ノ前漢後漢相繼キテ四百年許（我ガ孝元天皇ヨリ神功皇后ノ時代マデ）統治スレクレテ文物モ開ケタレバ長ク支那風ノ稱ニ存ス、支那ニテモ梵語、漢語ト並ビテ梵漢トモ今モ滿洲人ニ對シテ滿漢トモ）

カカン。「昂チ支那國ノ稱。漢土。隋テ其國ニ就キタル物事ニ対シテ云フ語。「漢籍」「漢」「漢」「書」「歩」「詩」

ウン 燗（室ノ火間ノ合ヲ温熱ノ中間ノ形容ヲトスル壇裏抄（文安）二、サ五「酒ヲ茶ノ熱キ温キヲウントヨフ何ノ字ゾ、間ノ字ヲ用、寒ノ温ノ間ヲ能程ニスルベシ」酒、水、茶ヲ沸カスニ温熱ノ程度ヲモフ語、今ハ専ラ酒ニ云ヒ（剃ノ重リ、酒徳利）湯ノ中ニ差入レテスルヤリ熱クスルヲあつかんナドモフ又燗鍋ナドニ注ギ入レテ火上ニカケテスルヲ火燗トモフ

今川大草子（上、騎式法華「苦水ヲイツモノ沸手水ノ如ニ淋カレテ参ラマ

「千世」宴曲聚日記、二十、狂歌所望、「イザ酒ノかんセウゼウトモフニ鍋

ヲヅカクル自在天神」（個川遠齋ノ歌）後撰夷曲集（寛文）八「淋レサニ友

松茸ノ酒ニソちんちろりニテ燗ヲスルナレ」

「神」「神」意義ハ此時ハ是レ者使ノ
時代ニ加年ハ武ハ記ハ是レ者使ノ
[illegible]「神」ニシテ
低屋低光ヤ[illegible]同ジ此書中ニ[illegible]者使ノ
神ノ者使ノ低語ノ上意義ハ[illegible]
「神留」「神書」「神主」

(三) 問、蘇、問、蘇ノ問、無[illegible]
答、[illegible]

(一) 問、[illegible]

かん 癇 (一) 病ノ名、小児ノ驚風。

玉篇「癇、小児痙病」後漢書、王符傳「哺乳多則生二癇病一」

(三) 癇癩、癇癖ノ類、其條ヲ見ヨ。

松岸文庫

△但シ神漏伎神漏弥命ノ如キ降臨アリ

かん 神 (名) 神ノ転語トセル時、古書ニ加牟、加武ナド記セリ 是レ音便ノ

[illegible]

音便ノ條ヲ見ヨ。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

名義抄ニ
カミ[illegible]トアル
ハ[illegible]
カミ[illegible]ト約
マキ[illegible]又
[illegible]ビアルナリ

かんいまーけ

[illegible]（名）神今食ハ神齋食（齋ハ潔ノ語根）
[illegible]
此御祭事ハ土日ノ事ナル前其月位日ヨリ神事始マリテ最モ齋戒
[illegible]ハ名アルナル（今ノ）
[illegible]
[illegible]
（又カミ[illegible]
六年十二月（位階）ノ十日天照大神ノ御祭事ニ名ヒンドキドモニツ
其條ヲ見ヨ（こんすり）
名義抄ノ長部ニ神今食ハカミアケ公事根源六月ノ神今食ハ
一日（神祭事ハ一日ヨリ始マル）

（行く、いく）

[illegible]

[illegible]

[illegible]

(二)支那ノ唐朝ノ都ナル長安地辺ノ語音ノ書ト合ケテ通雅ヲ為ス(ベキ)ト雖モ、然ニテ其平上去入ノ四聲ノ当時我カ国ノ長安ニ差リ又同地ノ留学ス学士僧侶ナリ又同ルヨリ正誤ト称スベキ特統光仁ノ御代ニ唐人繽寧言素晋卿竹寺ノ大学寮ノ音博士ニ伝セシタルモノ此語音ヲ教ヘタルアリ是等ヲ呉音ト云フ

朝野群載、三、對馬貢銀記云 欽明天皇之代備法始渡吾土

此島有二一比丘尼一以呉音傳之因茲日域経論皆用此音

僧桂庭玄樹和尚伝「聖武帝時、吉備公入唐、既

松本文三郎文庫

南史顧琛傳「琛世江東貴族者」

日本教育史資料十三

朝

和訓栞後編 ぢんぢん 遊賢

大師傳来ノ引聲 阿江

陸経ヲ唐音漢ト云フハ誤

漢音世家 和三年入唐ヒ

帰本朝奉授孝謙帝、十三経、漢音始于此而至桓武帝延暦十三年二月十四日、始設此課法」(日本教育史資料十三)

日本紀略、前篇十三、延暦十一年閏十月詔、明経之徒不可習呉音、必授経論読経教誦、熟習漢音(呉音、閑田耕筆、二ニ據ル)

元亨釈書、廿三、資治表、延暦廿一年、僧最澄、入唐セムトスル時、上表「最澄未学唐言、亦暗譯語、忽入異域、恐煩翻譯、緒言、稿見沙弥義真、令早習漢音、粗知唐語、天恩差義真、為水沫譯語、不啻是行類之業、今彼学加諸(譯語トハ通雅語ニテ即チ漢音ナリ)

続後紀、十五、承和十年二月明経博士善道真貞「不讀漢音」

不解字之四聲、至於数授、猶用世俗諸訛之音耳

○慈覺傳、五「承和之末、三法師来、初習洛陽「終南長安」云、元

愛之初、聰法師来、久住北方、亦通南北之音、此両法師共説呉音

漢音ニ

又唐聲トモ云ヒ又呉音モ日本国ノ一種ノ音ニ成リテ

漢音ニ対シテ日本ノ生音ナレバ倭音ト稱シ

（對馬音ト云ヒ）並ビニ行ハレテ、コヽニ二様ノ日本ノ漢字音トナリ又

ミテ漢ニシカバ國語ニモ

江家次第、十七、第二條、御讀書始事「尚復稱文」註「用呉音」

次博士聞書、藤白御注孝經序註「漢音」

自娯集（且春堂蔵）二「中古以来用世俗之文字」

鎌倉時代トナリテ支那ノ宋朝ノ頃、彼此、禪僧相往来シテ其彼國

ノ語音ノ傳ヘ其後元朝明朝清朝ノ語音傳リ（支那ノ語音ノ時

代ヲ異ニスルニ）コレヲ統ベテ唐音ト云フ日本ニ入リ唐土（支

那）ノ音ト云フ意ヨリ明清ノ音ハ儒者ノ華音（中華ノ音）ナドト云フ

ヒキ、

呉音　京都　行状　起請　上下

漢音　京師　書行　請啟　天下

唐音　南京　行燈　普請　下火

下學集下、態藝門「下火、アヒ、二字共、唐音也」（宋音ナリ）

続後紀十五、承和十年二月、明経博士善道真貞「不學漢音、
不解字之四聲、至於教授、一経用世俗諺訛之音耳」
同、二十三、嘉祥三年三月、仁明天皇「能練漢音、辨其清濁」
(三)宇多帝ノ御代ニ唐風ト交通絶エンニ及ビ四聲ヲ言ヒ分ル漢音ノ
必用ナクナリテ別ニ我ガ國ノ吸音ニ近キ一種ノ音成リ、尚其名ヲ存シテ漢音ト
唐音ト呼ブ、宋朝ノ時ニ至リテ並ビ行ハレ、
呉音ノモノ多シ、佛教ノ盛ナリシ故ナリ
江家次第、十七、第二條、御讀書始事「尚復稱文」註「用呉音」
次博士聞書、後白河御注孝經序註「漢音」
自娯集(且春堂軒)二「中古以來用漢音之文字無其
[illegible]

鎌倉時代トナリテ支那ノ宋朝ノ頃、彼此禪僧相往來シテ其彼國
ノ語音ノ傳ヘ其後元朝明朝清朝ノ語音傳リ(支那ノ語音ハ時
代ヲ追ヒテ変ズ)コレヲ統ベテ唐音ト云フ日本字音ト異ナル唐土(支
那)ノ音ト云フ意ヨリ明清ノ音ヲ儒者ハ華音(中華ノ音)ナドトモ云
ヒキ、
呉音　京都　行状　起請　上下
漢音　京師　書行　請願　天下
唐音　南京　行燈　普請　下次
下學集下、態藝門、下次、アヨ、二字共、唐音也」(宋音九十)

[illegible]

かんがせーの（枕）「神風」（神風ノ伊吹いぶき[illegible]ノ條ヲ見ヨ）

ノ一首ヲ伊勢ノ[illegible]ヲ見ヨ（冠辞考ノ三ヲ見ヨ、其他数

説アレド何レモイカヾ

伊勢風ノ枕詞。神武即位前紀戊午年十月「伽倶耶（カムクヤ）能伊勢ノ海

」垂仁代、廿五年二月「神風伊勢

枕詞ヲ言ヒ剛レキハ下里ヒテ直チニ伊勢ノコトトシテかんがせやトモ用ヰル百

首の大合ヒ[illegible]里ヒテ「百考（大合）十古キ斬端」ナドヒアリ（合ジ）

新十八ヲ丸の神祇「かむ風（伊勢）五十鈴川浦数知ラズ澄ムベキ浦代

ニマタカヘリコム」後拾遺の賀「君ガ代ハ畫キジトゾ思フかむ風や（伊

勢ノ）御堂裡ノ澄ムカギリハ」

かんがせーや（秘）「神区」かんかせの條ヲ見ヨ

かーんがふ 他下二 「推鞫」「業接」（かハ当字語、カ業ふる義）（カ寄合ふ、同例）事件ヲ相業ヘテ推シ究ムル意。音便ニかうがふ（かうガ）トナル、猶、かゝ被ラノかがふ、かうぶる、かうむる（かんむる）トナルガ如シ

（かむかふヨリ音便ニ轉ジタルカ）

（一）糾シアキラム。問ヒ糺ム。糺明ス。吟味ス。音便ニかうがふ。

「仁徳紀四十年二月、佐伯阿俄能胡、泉アリ「伊推鞫阿俄能胡云々離已之私ニ請免」「履中紀五年十月、車持君泉アリ「喚車持君以推問之、事既實焉」孝徳紀、大化二年正月「四坊置キ今一人一坊ニ按檢戸口、督察姦非」名義抄「檢、カムカフ、タダス、アナグル」

空穂、後醍醐ニテ「大腰ニ」一昨夜、カノ者ヲ召ベシ、サテ御供サヲシテ、サヲシテ、サヲシテ、

(三) 紀明ニテ日討ス責ヲ此ノ戦

天武代下十三年四月十日

[illegible]

[illegible]

ニテ許サレルコトナド

次傳ヲ見ヨ

(三) 思ヒ[illegible]

[illegible]

[illegible]

かんぬかぶの、ん　勘合印（勘へ合ふ元義、勘合印底簿ト作る甚ダ悪ア
リテ一々引合ハセテ真偽ヲ鑒別セシ）
室町時代ニ明朝ヨリ遣ハシテ修交シ其通商貿易ニ用ヰ
ル所ノ信牌義満使ヲ明国ニ遣ハシテ修交シ其通商貿易ニ用ヰ
ルタメニ彼ノ朝ヨリ受ケタル印ノ名。此印ヲ押シタル紙ヲ勘合紙トスト
室町幕府
貿易船ニコレヲ持チ行キテ証トシテ彼ノ地ノ官吏ニ至リテ貿易ヲ乞ヘリ
後ニ
倭寇ノ大内氏代々異国往来ノ事ヲ掌リ此印ヲ預カリ居リシガ天
文二十年大内氏滅亡ノ時堺ニ移リ
永楽日本等身
ト云フ　蓬莱軒日録「寛正六年六月十二日「遠唐書云ヒ永厳中一可
印渡印之由云ヒ宣德年中（明宣宗年号）基合紙先領置之八十
四枚三分也云ヒ亀形金印光輝照人斤両尤重而以両手難提持」

かんぎり（雁木）（雁崖（木ノ長サ）其他ノ長さ）

（二）勿先ヲ並ベタル如キ横様ノかんぎり鋸トスル。山脈。大牙

（三）橋ノ上ノ段ヲ雁崖。

（三）船着ノ桟橋階段アル

（四）木板ノ用ヒル大キクシテ崖ノ粗ナ鋸オボカグリ。

（五）目ノ粗キ鑪ヲかんぎりトスル。又事ノ物事ノ朱

かんぎりトスル特殊解釈

かんぎりがしら（雁木受）雁木ノ傍ノ

かんぎり（雁木）鑪（雁木ノ傍ノ

素戔嗚尊

是非ノワイダメナシ、是ハ小児ニモ
ナレ、是ハ小児ニモ
シタワイナシ
（小児ニモ）
猿猴
亟而ハ

ガンニンウラ「眼光」ニ眼ノヒカリ。「眼光烱々射人」
（ニ）見ル力、眼力。観察ニ。「眼光徹伝背」
ガンサツ「神祇」ヲ祭ル。ツカサドリ。伴ヲ
ガンゼーヲシ 形一「亟須是」（我是非ナシ。音便畧ス）（我張ル、
ガンバル、裸ニ、ガンジキ、筆ニ、ツイヒ。是優劣ニ
ナルベシ」是非ノワイダメナシ、是ハ是ナレ、タワイナシ。無邪気ナリ。小児ニモ後
猿猴

人つゞきのちんぞヲ見ヨ。
ガンのちんぞ「甘尚書」

上

ガンセンの詩ヲ「自口」「神道」「支那」ニ「ガンセンだうニ」「ヲス」
詩ヲ作ルニ同じ。其作ル人ヲ「天子」ト「天子」ハ「皇帝」ト「天子」ハ「皇帝」ト
イヘナケレバ「詩」ノ上ニ出マリテ「悠」タリ。コレヲ「諫」ノ「鄭」ト云ヒ政事治マリテ
ガンセンだう「自口」「神陰」ハ「ガンセンだうニ」「ガンセンだうニ」「未詳」
「生」「未詳」「生」
一方、二サイ「天雲」ハ「童」「猛キ」ロシ。「神」「下」「座セマツリシ」「高照ス日ノ皇子」
「生」「生」「生」

訓諫シテいさめのつづみ。「政治ニ就キテ過ク人民ノ

カヘリミ 諫鼓 支那ノ三代ノ唐ノ堯王ガ諫言ヲ求ムトテ朝廷ニ立テタル鼓。

諫ムト欲スル者アレバコレヲ撃チテ通ゼシム。諫ムトスル者ハ鼓ニ苔ヲ生

ナセバ鼓ノ上ニ止マリテ怠タリ、コレヲ諫鼓ノ鄙トシ政事治マリテ

世ノ太平ナル象トス

淮南子「堯置敢諫之鼓、舜立誹謗之木」

孫楚反金人銘「堯懸諫鼓、舜立誹木、聽采風謠、惟日不足」

盛衰記、五、山川麦状、座主明雲、遠流セラレンントス、風聞アリケレバ衆

徒「此事ニ於テハ尤可被鳴諫鼓」

朗詠集「諫鼓苔深鳥不驚」

未木三十二「土御門院御集「音絶エニしいさめのつづみ鳥馴レテ苔屋

スマデニ鈴ノ経ニケル」。

来、三十二の「君ガ世ハ諫めのつづみ鳥剛ヒテ風ヲ枝ヲ鳴ナサザリケリ」

かんーさ　鹹湖　鹹水湖ニ同じ

かんし　雁歯　雁行ノ歯ヲ形ドル意、迷仙窟「笄差於雁歯」

注、別本立刻石為之、其形一前一卻如雁之行列、人鳥牙歯之形」

橋ノ上ノ橋ノ欄ノカンギ。

盛衰記、三十五、範頼義経ノ条「虹ノ橋桁ガ雁歯ノ橋ノ如ク

ニケレバ渡得ムコト難ケレドモ」（宇治橋ヲムカフ）

白氏文集「鴨頭新保水、雁歯小紅橋」（リヤウヤウニウロコ立ツ、雁

世流ノ特有トシテ。

かんーる　化ノ如ク高強（ソレガ高強ニカンルコトヲ）

気ヲ伝ヘテ考フ。推敲

かんーん　甘酒　甘酒ノ酒ノ酒ノ

かん 韓 三韓 倭ヲ見ヨ

「金剛」ニ比較シ

かん 艦 軍艦 イクサフネ。「虎千種艦」「甲鐵船」

かんーから 「雁行」(二)雁ノ行ヲナシニ空ヲ飛ビユクコト。其状ノ後ナル雁ハ先ナル雁ニ斜ニ従ヒ行ク。人ト同行スルニ長者ニ伴フ時ハ雁行ノ如ク後ニ行クヲ礼トス 礼記、王制「父之党随行、兄之党雁行」(雁党ノ條ヲ見ヨ)

(三)雁行ノ状ナル兵ノ陣ニ。雁陣

カンーぎり 「甲斐」謡曲ノ節ニ甲斐ニテ工グリヤハヤウニウタフモノ、観世流ノ特有トシタリ。

かんーぐる 他ニ「甚運」(かんーかんノヨミ盲人、かんーツクナド、かんナリ)

気ヲ付ケテ考フ。推察

かんーノ 「甜瓜」(ルビ)

歌謡 感動詞

△長幼ノ序ヲ「風ヲテ知リ」ル

[illegible]

[illegible]

[illegible]

カレーレョク 寒食 冷ヤカナル食ノ意

支那ニテ冬至ヨリ一百五日ニ当ル日稍甚雨アルベキヲトリテ火ヲ焚クヲヤメ前日ニ調ヘオキタル物ヲ食ス食物ニ寒具ト云フモノアリ起ルヲ忌ミテ我ガ國ニ於テ春ヨリ二百十日ニ風雨アリトス支那時候ノ美ナル

周書「司烜氏仲春以木鐸循火禁於國中」注「為季春將出火也」

今寒食清明節第一日是仲春之末清明是三月之初

荆楚歳時記「去冬至一百五日即有大風雨謂之寒食」

歳中記「并州之俗以冬至後一百五日為介子推斷火冷食三日作乾飯食之」

中国以為寒食介子推ガ自燔セラレタ日ニ火ヲ禁ストヲ云フ説ハ焚死ノ為ニ

旧説ハ誤ガ多シ

清明節 三月五日

介子推之祠 ナ一ウ

先賢傳「并州以介子推焚死毎冬中輒一月寒食禁煙火」

月令広義「冬至後百有六日有疾雨暴雨為寒食」

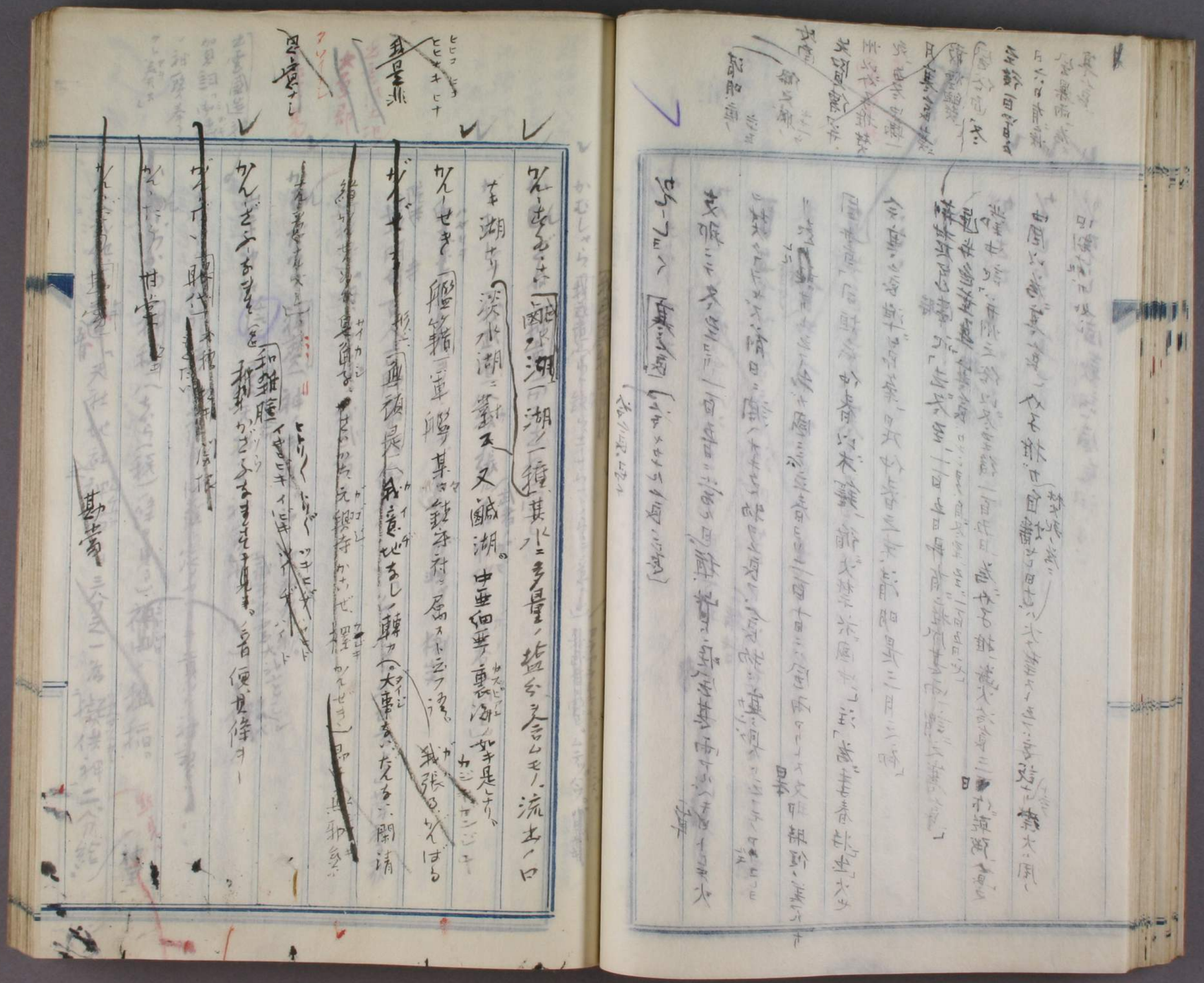

かむしゃら我武者ヲ申録ス

かむ・さね「神寿」かみさねニ同じ

かーむしゃ「我武者」「我ヲ張ル義」武者ガ我攻め、我呑み同じ

中れ[illegible]者、ヤンヤムシャ、[illegible]

[illegible]寺

最明寺百人上臈義経衛状

（近松作）「世話ニ頁ノ我武者」「ハヤリニハヤル我武者ドモ」薄雪歌

かむ・だから「神寿」神ノ御寿、神ノ御所有物。

出雲国造神賀詞「御禊祓ヘ給ヒ清メ給ヒ」

出雲国造神賀詞「天ノ御蔭日ノ御蔭ト隠レ坐シテ」

神戸

神田（ちから）（稲）「神田」（ちから（稲））

天社地社神稲者三分之一為擬供神二分給

神主

天社地社神稲

天社地社神稲

出雲国造神賀詞「御禊祓ヘ給ヒ清メ給ヒ」

カンだら「甚」「言」「徳」「基」「何」「深」「言」「ベキ」と定ケリ甚キ事ト云フ其事ハ

（二）律ニ基テ事ヲ言ベキ

記若基所之人有法者

孝徳紀大化元年月　其俗法　勤言而

[illegible]人生業者制作教新学者有

[illegible]

[illegible]

[illegible]

がんだい 眼代（公家領の目代に別名が居る 武家の眼代と稱したりと云ふ）

鎌倉幕府の職名 其職は眼代 目代に同じ 宝町幕府の頃の眼代

稲絶えて目代と称ふ（寺社代世話代なりと）

吾妻鏡 四元暦二年四月廿六日「武蔵国御家人藤原成澄 在諸国敷地作業者 近国御追捕使 所補置之眼代等名有 摂所行之由云々」同六 文治二年六月十七日「熊前国北條殿眼代 熊後国高成 防国務之」

松岸文庫

◎治法 韓内 勘 韻金 雲 斷 源人 白 當 高 使 郡 法 相 當

かんだう 勘當（律 勘へて何罪に當つ（チカト定メ）たり 其事の仕方 勘へ出 （二）律に勘へて罪に當つ 詔 若 墓 訴 之人 有 偽造者 （同じ事を輕くせん）

孝徳紀 大化元年 其偽造 勘當而奏 （先 加 勘 ヘテ 罪 ヲ 奏 ス）

續紀 八 養老二年四月「勅 人生業 為 制 條 教 耕 營 之 如 有 不 遵 教 者 隨 加 勘 當」

（三）[illegible] 譴責 [illegible] 勘事 音便に 勘事 勘事 勘案

[illegible] 取 玉 取 難 カリシ ロトヲ ヌリタマヘバ ナム 知 ナ ラ ア ラ ジ ト テ 怒 リ シ 山（就ノ

[illegible] 「本朝俗為 君父 撫 [illegible]

明月記 文暦二年正月十日「左衛門尉俊清 着 袴 夜 可 引 馬 作 婿」

◎空穂 後 陸 [illegible] 撫所 [illegible] ん だ ら セ ラ レ

◎續紀 八 承和六年四月「陸奥 木 代 [illegible] 年 等 ハ 已 ス ノ 隨 [illegible] 勘 [illegible] 勘 [illegible]

君父ノ臣子ノ過 責メテ 撫 [illegible] 。御 [illegible] 事 [illegible] 撫 [illegible] 。

[illegible] 是レ [illegible]

がんだい「眼代」（公家領の目代に別タムガ居る武家の眼代と稱ゼられたりと云ふ）

鎌倉幕府ハ藤原氏、其藤原氏目代に同じ　宮町墓所ハ、陸奥眼代ノ

稲荷山ニテ目代ト称セラレタリ　（守護代地頭代ハ是レ）

吾妻鏡、四元暦二年四月廿六日「武蔵国御家人所領ニ於諸国敷地

作事奉行近国御追捕使、所補置之眼代等各有摂所行之由

云々」同六、文治二年六月十七日「越前国北條殿眼代越後介高成、方国

務之」

（注）

（白）法法鞍内勘、韻金、実録、源氏、白嶺三位、郡法相当

（白）

かんだら「勘当律」勘ヘテ何深ニ当ツ（チカト）度ケリ其事ト云ハ其事ノ仕ヲ勘ル由

（二）律ニ勘ヘテ罪ニ当ツキテ　詔「若墓、訴ヘ之人有伴造者」

（同じ事ヲ輕ンズルなり）

孝徳紀、大化元年、自　其伴造勘当而奏」

（先カ）

続紀、八、養老二年四月「勅、人生業、為制條、教耕蠶之如有不

遵教者、隨加勘当」

（三）

（不孝ノ事）

「詔」

（遺言）

「勘事」音便ニ基事。

（勘事）

（勘案）

仏取「玉ヲ取リ難カリシコトヲ知リタマヘレバナム」

（修法ニ興ヲ業ルト云ヒ是レナリ）

（親ノ）

「本朝俗為君父捕手」

下世集ノ「勘当ハ多ク絶義父ノ捕手」

（注）

法言注、一、「これをもがが咒だら重ト読ビツルガ苦シカニ」

明月記、文暦二年正月十日「左衛門尉俊清著袴夜可引出所嫌」

松平文庫

行ヲ餞ス、蒙殿下御帰子息哭相共御追却」

宇治拾遺、一ハ「遥ク参ラバ我ハ、ンだう蒙リナム」

ノ御時、桜幸侯ノ御息所、久シクかんじミテ御乳母ニ

死ス、中ニ「此人往ニ侍ルトテ御幸色要シケレ

ハ」

父兄ガ子弟ヲ教訓セル法

吾妻鏡、三、寿永三年四月廿四「志水冠者義仲、已ニ誅ス、仲兼ノ子、

(三) 江戸時代ニ於テ言付ヲ聴カズ又種々不法ナル子弟ヲ勘当ノ名

(其人別帳ニ記入セル者ト雖モ)久ク離縁ス、久離勘当ト云ヒ

久離セラレタル弟外ニアリテ妙ナル事ヲ犯スモ其家ニ関係ナキモノトス

其意ニ留ケテ入別帳ニ記入セルヲ御帳附ヲ除ク、又

勘当ヲ御帳消ト云フ

吾妻鏡、四、天暦二年十月廿日「義信逆心ヲ抱ク、蒙御勘当」

(於藤家ノ分国領ニ新三郎天皇殺害ノ御宿ヲ)

藤原ノ藤原氏ノ藤原氏

藤原氏ノ藤原氏ノ藤原氏

藤原氏ノ藤原氏ノ藤原氏

藤原氏ノ藤原氏ノ藤原氏

藤原氏ノ藤原氏ノ藤原氏

藤原氏ノ藤原氏ノ藤原氏

行ヲ辞退、蒙殿下勅旨子息哭相共被追却」

宇治拾遺、一ハ「遅ク参ラバ我ハかんだう蒙リナム」

拾遺、九、雑恵「延喜ノ御時、按察使ノ御息所、久シクかんじミテ申乳母ニ

少ケテ、参ラセケル」空穂、孔雀、中ニ「此人彼方ニ侍ルトテ御筆色要シケレ

バ、かゝる歌サルイデナム」

(三) 江戸時代ニ於テ、言付ヲ聴カズ又種々不法ナル子弟ヲ、其父兄ガ

教諭シ、其人別帳ニ記入シ、別ニ創リタル陸奥(陸奥)ニ永久ニ離縁ス、久離勘当トモ

又離ヤウシ、ヨウ、ヨウ、ヨウ

かんたつのえい「甘棠詠」（棠樹、棠梨、[illegible]ナリ）

人民ノ官人ノ施政ヲ慕ヒテ謠フコト。

詩経、周南、召南、甘棠「蔽芾甘棠勿翦勿伐召伯所茇」

史記、燕世家「召公巡行郷邑有棠樹決獄政事其下自侯伯至庶人各得其所」

民人思召公之政懐棠樹不敢伐歌詠之作甘棠之詩」著聞集、四、文学「州民縦作甘棠詠莫忘多年感月松」

（侍讀菅原ノ長谷ノ柯ニ任国時ニ後三條天皇餞別ノ御詠ナリ）

かんづまる　自ハ「神留」（神留ノ処トモ）ト書（留）（詰）相通ズ。とづく

とづく（留）　神、一定ニ留ル。鎮ル。

選部崇神祭祝詞「高天原ニ神留リ坐シテ事始メタマヒシ神漏美命」（天孫降リタマヒシ後ニ留リタマヒシヲ云ヘリ）

百五十、海原ノ辺ニ神豆麻利給キイマス諸ノ大御神ヲ」

かんーとけ　「霊魂」かみとけ　係ル

かんーもき　「霊魂」かみとけ　係ル

かんーとの　「神殿」神社　神殿。　狭衣四上「かむどの三人ラセタマヒテ」

かんーともの　「神部」（神保緒義ものを）係ル　「官人」

かんーとぎ　「神頭」　神事ニ事ヘマツル者

四時第式上「神部」引祝部ノ禁　入之於西廊之南北」

かむろーだち　「禿」　かむろ

「天照大神方」

かむーはら　「神祓」　神祓ヒ

「神代紀上七」

かんーべ　「神部」（ハ）　「神官」　「神部」

（三）今、神部ノ者ノ奏任職員。

かんーなぎ　「神巫」　「神祓官」長上以下ニ至ル「神部講等」

神祇職員令「神部三十人」ヲ四時諸祭不笏祝詞者神部ヒ伯伝常

例宣之」

かんーはらへ　「神祓」　「神祓官」長上以下ニ至ル「神部講等」

かんーべ　「神部」（ハ）　「神官」　「神部」

（三）今、神部ノ者ノ奏任職員。

かんべし。「神部」伊勢ノ大神宮ニ属スル官署。署長、神部
等ノ職員アリテ祭祀ノ奉事、暦ノ編出版等ノ事ヲ掌ル

かむり・おとし　「冠落」佐刀ノ刀ノ鋒ノ方ノ諸刃トナルモノ

かんなびの　「神名備」（カミナビ）ハ神ヲ祭ル所ノ意。神の杜ノ約

三ツ　神社ノ杜。ミモロ。大和国、飛鳥ノかんなび、同国、龍田ノかんな
び名高ク其他諸々。云ヘリ　万三九　飛鳥ノ神岳山ノ歌「三諸
ノ神名備山」（同書ニ葛城ノ鴨ノ神奈備、宇奈提ノ神名備ナドヤ）

出雲国造神賀詞ノ大和「大三輪ノ神奈備」出雲風土記意
宇郡「神名樋山」同出雲郡「神名火山」古今。秋下「かんなびの
山ヨ島ギテ就田ノ川ヲ渡リケル时ニ」

かんなび　「神主」（神ノ大人、祝ノ大人、ケムなし）

かんなづき　「神無月」（かみなづき）

宗祀ノ「以大田ヲ振ヲ命ノ為業大神主大神之ま」

古事記中（）ヤ「以宣」「宣」ヲ沼方命ノ為

祝ノ祖倶彦前記「宣」ヲ「宣」ヲ「人間ノ宣」「神主」ヲ請ヒ

かんな　「假名」（假名ノ意味ノ方ノ略ノ意ノ方ノ略ノ意ノ方ノ略ノ意

[illegible]

[illegible]

[illegible]

貞堪神主一者（主）神任ス　神官等祝ノ「神主祝部世世」△

（三）総ク神社ニ仕フル人。神官、祝部。

かんーやらふ　他ニ「神道」（やらふ（遣）ノ條ヲ見ヨ）

神ヤラフ（と遣ル　古事記、上卷六「速佐之男命ヲ切撃及」

仏鳴神（手足ノ令枝而神在良比在良比岐）

かむり（冠）　被（冠）　かぶるニ同じ　冠枝、冠附ナドノ語アリ

かむりいた　冠枝　蓋ノ裏ノ最モ上ニ出ル枝。（紙チヤンニモ云フ）

かむりがけ　冠附　上部ノ横長キ金物　枝。

かむ・ろぎ　神漏岐　かみろぎノ條ヲ見ヨ

かむ・ろみ　神漏美　かみろみノ條ヲ見ヨ

松岩文庫

△台記、久寿元年六月十五日「賀茂社宜重隆、神主時祝、且家司祝宜」

物類称呼（安永）四、餅ヲ紙ニ包ミ雑煮ト云ヒ又かんトモ云フ。江戸ニテ新吉原ニテかんト云フ。おかん笹ナドモ云フ

△物類称呼（安永）四、餅ヲ紙ニ包ミ雑煮ト云ヒ又かんトモ云フ。江戸ニテ新吉原ニテかんト云フ。おかん笹ナドモ云フ

カンーのもち　羹餅（羹大ノ唐音）（其條ヲ見ヨ）

元日ノざふにもち（雑煮餅）ノ異稱。羹ノ餅。略シテかんトモ云ヒ

元日ニ食フヲかんを祝ブト云フ

かんーのーま　雁間（雁ノ間ヲ略シタル）　江戸城中ノ席ノ名（諸侯大名、此ノ席ニ詰ム又詰ノ部屋トモ云フ）

かんーばる　自四　頑張（我張ル）（我ガ意ヲ張ル意ニ通ズ）

我意ヲ張ル意ノ俗語。

かんーぱん　乾板　写真ノ撮影ニ用ヒル、硝子板ニ薬ヲ塗リテ乾ク板ノモノ

カンバス　（英語 Canvas）　画布

酒瓶ヲ去クニ用ヒ　栓ヲ張リタル布ノモノ

貞堪神主一者 神主任ス 神官ハ年祝ノ「神主祝部世守」

（三）凡ク神社ニ仕フル人。神官、祠官。

かんーやらふ 他ニ「神道」（やらふ（遣）ノ條ヲ見ヨ）

神ノ祓ヒ遣ル 古事記、上卷、六「速佐之男命ト切戸ノ辺ニ到リ、天ノ斑馬ヲ逆ハ剝ギテ、堕シ入レ時ニ、天ノ衣織ル女ノ見驚キテ、梭ニ陰ヲ衝キテ死ニキ」

仏教ニ手足ノ合掌ヲ指ス

かむり（冠） 被（冠）ノ訓 かぶるニ同ジ 冠帽、冠附ナドノ語アリ

かむりいた 冠板 冠ノ柵ノ最上ノ板。筋チヤンニモニ

かむりがけ 冠附 上部ノ横長キ金物。板。

かむ・ろぎ 神漏岐 かみろぎノ條ヲ見ヨ

かむ・ろみ 神漏美 かみろぎノ條ヲ見ヨ

カンーのーもち 雁煮餅（かん、羹大、唐音、ヤウカン、羹餅ノ條ヲ見ヨ）

元日ノざふにもち（雑煮餅）ニ異ナリ。羹ノ汁。

元日ニ人民ヲかんヲ祝ブト云フ

醒睡笑（元和）三「元日ノかんヲ、ハ、ヲトコロヘ数ナラヌ者ハ礼ニ来ル」

和漢三才図会（正徳）「時候」「羹餅」名雑煮

かんーのーま 雁間（襖障子ニ刈田ノ雁ノ図ヲエガケリ）

江戸城中ノ席ノ名 譜代大名、此ノ席ニ詰ム又詰ノ殿トモ云フ

第級 柳間 城主

かんーばる 自四 張（我張ル道便ニ棹ガンジキ）

我意ヲ張ル 自ノ俗語。

かんーぱん 乾板 写真ノ撮影ニ用ヰル、硝子板ニ薬ヲ塗リテ乾ヒタルモノ

カンバス 英語 Canvas 油画ヲ画ク用ヰル粗布

量板

カンーのり 寒海苔 海苔ノ條ヲ見ヨ

（其條ヲ見ヨ）羹ノ餅ノ

我意ヲ張ル

我意ヲ張ル

太鼓ノ皮ヲ張ル

（後世、亀甲ヲ織リ成セル意ニ用ユ）

かんはた 綺（かにはた）（後世、亀甲ヲ織リ成セル意ニ用ユ）

（鰐宗、かんもり）

鰐綾（カニヂリ）ナドヘカヒガ 綺ハ意神朝ニ支那ヨリ織女ノ来テヨリ紫ミモノナル歟

仁徳三十四年、青ニ山背国ノ地名ヨリ負ル婦人ノ名ニ苅幡戸辺又綺戸辺アリ

コレハ刈幡（カリハタ）ナドナルヲ後ニかんはたト云ヒシニ 斯ル（假名かんる）綺ノ字ヲ

当ルナラム 倭名抄、六十五 山城国相楽郡「鰐幡郷、加無波多」トアル同地

名ナリ、かにも相通ズ（稲荷ニ、意、）

字書ニ綺ハ文ノ其條ニ見ユ

和文ヲ綾ト云ヒシ白絹加ナルベシ。

俗云岐一訓

倭名抄十二、六、綺似錦而薄者也加無波太△

華厳経私記音義（平安朝初期）「綺、加尼波多」

釋名、釋采帛「綺、欹也、其文欹邪不順経緯之従横也

（平安朝ノ頃ニ字ニ綺ト云ヘリ）

（今昔、十六、第十六、山城ノ鰐淵多寺是ニ）

云々有漢文一方文如集せ」六書故「綾来曰錦綾素為文曰

「綺」集

かんびやう 看病 (二) 人ノ病ヲ看取ルヲ病人ヲ抱ケバ看護。

万四サ 仲 大字 舒大伴 [illegible] 人ノ生 [illegible] 疾苦拭席、大伴稲公大伴

胡麻呂結驛 [illegible] 遣、今看郎病 (竹取文)

(三) 僧ノ説法祈祷ナドニテ病者ヲ癒スコトヲ 瞻病 トモ云フ 看トノミモ云フ

釋氏要覽、下、瞻病制、僧祇律云 有比丘、久病、佛供阿難 為洗

身及衣、又為説法云、汝既不看誰當看、汝自今後應看

病如比丘 (竹取文)

続世、十二、天平九年十月、僧正玄昉法師、皇太夫人為沈疾禱 [illegible] 久

度人事、自 [illegible] 天皇、未嘗相見、法師看、更無聞見、至 [illegible] 過供

天皇相見 (雲異記、上、第廿六、百海禪師云、勤修淨行、看病第一、

聖知天人蒙驗又其験病者ノ而有法験異)

かな、字 (假名、假字) (假名ノ音便 (殘りの雪、のさんの色き、畢り色、

をはんぬ) 更ニ約メテ かなトモ云フ (紫内、あを、本草、ほゝ) 本ハ字ノ

義 (字 (漢字) 修ヲ見ヨ) 真名 (漢字) 對スル語ニテ真名ノ音又訓 [illegible] ヲ

取リテ國語ノ音ヲ寫スニ假リ用ヰル字ノ義ナリ 人ヲ比止ト書キ瓶ヲ

加女ナド書クガ如ク云フ (ムらぶ、とどむ、ムはぶ、をみな、ほとけ)

字 (コレヲ真名ト云フ) 是レ假名ナリ 奈良朝ノ頃マデハスベテ真名

書 (萬葉假名) ナリシニ其字ノ畫ノ多クシテ (嫋人用ニ) 難渋ナルニ因テ平安朝ノ初

期ニ至リ比止加女ナドノ草名 (草書ノ字) ノ体ヲ基トシテツヾケテ ひと

かめナドト書キ取ルヨトナリ 草假名 (草書ノ單ニ) ト云ヒ專ラ婦人用 女手 トモ云ヒ遂ニ

此草假名ヲ專ラ かな、かなト云フヤウニナリ (後ニひらがゝ (稚拙) 別ニ [illegible]

一種ノ体ノモノモ出キテ来レレバ、かたかんな、片假名ト云フヤウニナレリ（かたかんな
俳諧ノ異、此二様ノ假名、字体其初、誰作ト少人々心ニ任セテ書キ做シ
タレバ古クハ其体種々ナリキ今ノ如ク其形一定シタル、選ん後ノ世ノ事ナリ）
かたかなとひらがな俳諧作者
又かなトモ云フ、日本字、平仮名、即チ以呂波歌四十七字ノ稱、
いろはにほへとナド体ナルガかんなニテ又草假名、平假名ト云ヒ
「イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト」ナドノ体ナルヲかたかんな又片假名ト云フ、今ハかんな
んヲかへテ假名。「ン」ヲかへテ四十八トス、其ニ漢字交ヘテ用ヰラルルか
たかな、ひらがな俳諧作者
源ニ、紀木九「清良文ニ云ハかんなト云フモノヲ書キマセズ」

10

言ヒバヤシ（儒者ガ女子ノ事ヲ云フ（元ヨリ）補注其同意ト云ハ神ヲ云ヒ
同ジ。梅ガ枝ニ、「萬ノ事、昔ニ劣リザマニ淺クナリユク世ノ末ナレドかん
なノミナム今ノ世、イトキハナクナリタル」
中ノ初音ニ「かなまじり書ノ世風心ヨ」
空穂、國讓、中、二四「春ノ詩、青キ色紙ニ書キテ、松ニツケタル草
（草書）ニ夏ノ詩、赤キ色紙ニ書キテ卯花ニツケタルハかな」
俗名坊、二五「巫、祝女ヒ、加牟奈波、頭、男祝也、天乃古加牟奈波」
説文「巫、祝也、女能事鬼神者也」
著問集、一「若宮、俗ニかんなぎ、神ニ仕ヒ云ヒ」

男巫ノ魂

かみーなぎ　巫ハ神の祈禱（倫物かたくち）禰宜ト同意カ或ハ物の子、
諸神の子（御巫）ノ輩カ（水の本、みなもと、）鈴（鈴具）少女ヨリ又（ナルモアリ）
女ノ神ニ奉仕シ神楽ニ舞ヒナドセル者、多クハ（専ラ）看侍ニ如なぎト云
フ又ハかうなぎ。ミコ。官ニ仕フル者ヲ御神の子ト云フ又男ナルモアリ△
字鏡四　祝ノ字ヲ女偏ニ作ル字ニ「加牛奈支」（祝女ノ合字ニテ巫女ナリ）
天治字鏡　三八同字ニ「加美奈支」同十一六「巫加无奈支」
倭名抄、二十五「巫、祝女也、加牛奈岐、現男祝也、平乃古加牛奈岐」
説文「巫、祝也、女能事無形以舞、降神者也」
著聞集、一「若宮、俤ニかんなぎニ託宣アリテ云：」

かんれいしゃ 寒冷紗 極メテ薄キ綿布。

がんーぶん 頷聯 詩ニ云フ所律ノ偶ノ句ニ

かんろ・ぎる 甘露水 砂糖ノ煮汁ヲマゼタル水、夏、氷水ナドニ加ヘテ飲料ス

かんーわ 漢和 漢土 唐ト大和ト。

かーわ・ぜく 漢和連句 連句ニ入ルカ或ハ三ノ三ヤウ

がーばん・ぶ・ぶ・ぶ・ぶ 我張人通 ストトキス 沈後 三ノ上、ハノサセ ガツ。ハリ マガケル ヒキ ミュン 終止形ノ体言

かんーぼう 看坊 禅寺ノ留守居ノ僧。

かん・ぼう 看棚 サジキ

かんろ・ひょう 海路ノ日和ノ記サリトモ 待チバかんろのひょうト云フ

不遇 ふぐう 恃テ待チ居ル間ニ幸福ニ会ヘリト云フ所ニ云フ語。

請書十

△ 堀河百首集 「カラクロト亀ノ まくらニ問ヒ心 ヤナ恋ヒヒヒ人 ヲ夢ニ見ル ヲ」

かめい 加盟 盟約ノ中ニ加ハル。仲間ニ入リタル。

かめい 亀井 下名 下ニ記シタル名前ノ者「下名ノ者御呼出シ成ルベク」

かめのぞき 覗眼 藍瓶ニチョット浸シタル意 染色ノ名。藍色ノ極テ濃キモノ

かめのーまくら 亀正枕 まくらハ「マサロク」正ニ告レ妹道ヲ曲ル 誤リ白ノ意

かめのうらニ 同じ。亀ト。

丹後守 忠準「後ノ千年ノ何トモ知ラズ海ノ亀のまくらニヤクト 問フトモ」

△ 師時 「思ヒカネかめまくら中」 「漆塗ノ枕ノ中」 「車ノ中」

△ 師時卿ノ歌ニ「思ヒカネ亀ノまくらニ問ヘバ人相タリ何ヲ知ルヨ」

焼くと 微と

占部肩焼

亀ノ甲ニ 亀ノ甲ヲ焼キテ 亦メリ △

かめやま「龜山」（列子ノ湯問ニ巨鰲ガ蓬莱方丈瀛洲ノ三神山ヲ首ニ載クト云フヲカルコリ云フナリ）蓬莱山ノ異名。又かめのうへのやま。かめのみやま。拾遺、大和物語「龜山ニ生ケル巣ノミアリケレバ止ムカタモナキ別レカナ」源ノ胡蝶巻「龜ノ上ノ山モ踏ミとゞ船ノ内ニ老イヌヌ名ヲ留ムコト殊サム」大木三十六ヶ賀四ツ海治マル世ニ音ニ聞ク龜ノみやまモ澄ミ渡スラム」

かめのうへのやま「龜上山」かめやまノ條ヲ

かめのみやま「龜御山」かめやまノ條ヲ

かめふし「龜節」（一片）形中脹ニ稍々反リテ龜ノ甲ニ似タレバ云フ」鰹節ノ一種小鰹ヲ二ツ割ニシテ製シタルモノ（本節ハ二ツ割ニ更ニ背腹ト四割ニス）

傳本竹節ヨリハ安シ。

傳元、右行最後ノ龜ノトト最ノ位ト淺ヲ論ス」

傳元、右行最後ノ龜ノトト淺ヲ論ス」

かめのうラム「龜卜」占ノ一法。本邦ニ於テハ九世紀ノ末ニ東邦伝来シタ。

傳元、右行最後ノ龜ノトト淺ヲ論ス」

傳元、右行最後ノ龜ノトト淺ヲ論ス」

傳元、右行最後ノ龜ノトト淺ヲ論ス」

塵添壒囊
抄ハ、竹取ノ翁ノ、神
賀朝臣ノ歌
「波々地火ノ、世
ヘル龜ノ、トロヾシ
ヤ、多ト、老ル君ガ
アヘルカ」又龜ノヨ
ハラトモ、詠メ
リ」

職員令、神祇官「卜兆、義解「卜者灼龜也、兆者灼龜縱横之文也、
風俗通ト者、卜部之職也」古事談六「カソノカヲ、オハラ
万十三十「チハヤブル神ニ、莫賀ト部座セ、龜ヲ莫焼」
月時集「思ヒカネ、かめのまたから、車問ハバ、たゞ合ヒタリト、泣ギツルキ」
かめのこ、かがみ　龜鑑（龜鑑ノ文字ヨリ）　龜鑑ニ曰ク。
十六夜日記（正安）「サテモ、東ノ、龜ノかがみニウツサバ、量ラ、影ヤアラハルルト」
かめのこうら人　「龜卜（ウラフ）」（名詞形）「かめのうら人」
夫木、サセル「思ヒ、兼ネ、龜ノウラ人、言ハヘバ、言クヲモ、著キ身ノ行方カナ」
かめのこうらぐし　龜卜筮　かめのうら人ノ條見ヨ。

森むらや製

かみ、ちゝ、ハ、「神依板」神ニ天詔言ヲ請フ時琴ヲ敷ニ立テオク板。
神景　景向ミシ、ヒ　憑リケリ　ヒ、カミおろし是レより　あめのりだと
條ヲ見ヨ　熊野ノ神ナドノ巫ヲかみおろしたゝ因テ板トミ云ヘリ
万九、サ、神楽歌ノ神依板ニ云ヘル杉ノ（岸）思ヒモ、きぎゝ、恋ヒノシゲキニ」
基俊集「祝ヲガ、神ヨリ板ニ、挽ク杉ノ、ムロ（榑、暮）ユクカラニ
姫キ、恋ヒカナ」盛房、静憲、熊野詣「毋ニテ、侍リシ者、
夕霧ノ、板トテ、山上、無双ノ御子、一生不犯ノ女ニ、候シ程ニ」
山家集の「三熊野ノムナシキ、トハヤラジカ、ニ、蟲ヲ、ハコブア
ユミ、ト、ヒ、ヒ、ハ、ヒ、ヒ、ヒ

カメラ（名）「暗箱」（英語 Camera-obscura）「写真術ノ発明セラレタル」

かもつ（名）「軽」（かるさ、重、かるそ（糧）とりくらそくら（塊））

かりル（同ジ其條ヲ見ヨ）

かもがはし「加茂川ノ石ニ（京都ノ加茂川ヨリ出ヅ）」

金石ナドニ用ヰル小石ノ名、形色種々アリ

かしづかせ・にんぎょう「加茂川人形」（創作人ガ拵ヘテ竹筒ヲ作リ

其内材ト装束切ト長刀トニテ作ル）加茂川堤ノ柳ヲ用ヰルニ因テ

名トス」木彫ノ人形ニ錦綾編紙ナドニテ衣服ヲ糊ニテ彫刻ノ

木目ノ凹凸ニ密ニ貼リ込ミ作ル 一名着附又ハ木目人形ト云フ

雑人形（加茂川雑ト云フ）木目人形ニ同ジ 京都加茂社ノ雑掌高

橘忠重作り始メ其孫大八郎作ルヲ大八人形トモ云フ初孫ノ作共ニ名

[illegible]

其人形[illegible]

[illegible]

[illegible]

橋忠重、作り始メ、其孫大八郎作ルヲ大八人形トモ云フ 初孫ノ
作共ニ名ヲ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

かゝる（感）疑問の詞のかと感動詞のもとより連ねラエフ語

古事記下（歌謡）流「今日もか毋酒水に漬クラシ」同、下（歌謡）意岐米（老婆）やも、江に

（意味）明日より深山隠りて見エズ加毋アル」孝徳紀「本毋に花い

咲ケドモ何ト柯毋ぞ愛シ妹カ又咲キ来メ」

かゝる（感）感動詞のカトモトヲ連ネテ語、カ。カナ。

此語奈良朝以前に多く平安朝に至りてかるを用ヰル。希望感動詞の

齊明紀五「間モナクモ思ヒ元柯毋」万一八ノ「滝ノ宮乱（見レド

飽カヌ可聞」三ノ山に出テ見カリ

△かるとかるとの変相俗り

古今九覇詠

かゝる（感）欲得（欲成）希望感動詞のもとより添ヒたる語

奈良朝以前に用ヰラレ平安朝に多くなる前俗のかるの変ト同じ

更に感動詞のなるよりかるに添ヘテかもるかもよトモ云フ。

仁徳紀十二「並ベテ餓望」万一八ノ三五行く雲ニモ欲成、高市ブ

鳥ニモ欲成」（欲得）同三四五「石戸破ル手力モ欲得手弱キ女シ

アレバ為便ノ知ラネク」

万十四「河上ノ湯津磐群草根ダニ常少女子」同十四三

空行ク雲ニモ我ハ今日行キテ妹ニ言問ヒ明日帰リ来ム」同巻

「妹カ住ル庭アタリニ岩潜ル水ニモ我モ共入リテ止ナクモ」古今二十東歌

「田舎ヲ山路ヲ嶮シ山路シ吹クル風ヨ人ニモガモヤ言伝テヤラム」

かもじ（風）ガミノ條ニ

かもよ（風）かもノ條ヲ

かもや（風）ガミノ條ニ

カツラ（髪）（髪ノ首筋ニ文字トシテ髪ヲ添ヘタル）

（二）髪ノ女房詞。重髪。

長クテワロキ時ハ「トテ髪ヲ結ベギコトヲ云ヘリ

女中心得之書（文明）「かもじヲサゲテ山様タフ時ハ枕ノキトヘ打乱（匣）

ヲ置キテソレニかもじヲ置ベシ」（四世女装考三）

（三）江戸時代ヨリ婦人ノ添髪ニシテ落髪ヲ集メテ其根ヲ固ク束ニシタルモノ、髪ノ中ニカヘテ用ヒル太サ細サ種々ヨリ

婦人

垂髪ニ就キテ云フヨリ

路ヲ行ク時かもじ

かもじ（髪文字）（髪又ハ髪ノ首筋ニ文字トシテ髪ヲ添ヘテ云フ対ヒヲ

はもじ（鮫ヲはもじトシテ同例ヨリ）

（一）髪ノ女房詞。簾中日記（明應）ニ将軍侍女「路ヲ行ク時かもじ

長クテワロキ時ハ」トテ髪ヲ結ベギコトヲ云ヘリ

御若之章（室町時代）「かもじ結フコト、先髪ノ上ノ際ヲ髪ノ毛ヲ除ケテ

結ヒテ下ヲ揃ヘテ梳ルナリ」

（二）髪。重髪。女中心得之書（文明）「かもじヲサゲテ山様タフ時ハ枕

ノ詰ヘ打乱（匣）ヲ置テソレニかもじヲ置クベシ」（四世女装考三）

（三）江戸時代ヨリ婦人ノ添髪ニシテ落髪ヲ集メテ其根ヲ堅

ク束ニシタルモノ、髪ノ中ニカヘテ用ヒル太サ細サ種々ヨリ

(四) 親鸞、ガ、聖ル鉢ニ、藤浪ヲ作ル様、到頂、ゴレ、ガ、ガ。

かもめづと（鴻髪）（鴻・髪）（髪ノ髪）
又、カモメどり。
享保、頃流行せし若衆又は青色ノ女ノ髪ノ結ひ方、細ク後へ出シテ束ヲ
上ヘ反ラセタルモノ、院本、低城無問鐘（紀海音）「男ノ心カリメノかもめづとコリ
カバユラシ」享保前句附「白ヒアリケリ白ヒアリケリ」都鳥若衆ノ髪ノか
しめ屋」（姑妄笑覧、一）元文ノ前句附「ウヅイテ櫛デ羽ヲノス鴻ノ髪」
（柳亭笑記、一）

かもめどり（鴻髪）（鴻ノ髪ノ羽ノ上ヘ反リタルニ似タリ）
（二）太刀ノ鐔ヲ上ヘ反ラセテ作ル。長門本平家、二、西光被召取「黄金
造リノ太刀、かもめどりニ作キナシテ」（三）かもめづとニ同ジ。享保ヨリ

かや（草葺草）草ノ屋ヲ葺クヲ用ヒ（キキノ、慈揖後ニ三ツ蔵、
茅、茨、萱、菅、菅日是ヒトツ、
古事記、上、七十一、訓草草ニ云カ夜」神代紀上ハ「草祖草野姫」
（古事記、底本、屋婦）「蔓根木株草蔓」歌ニテ他ニ
「取草草葉」万、一、一、吾ガ夫ハ假廬作ラス草無ケレ小松ガ下
草ヲ刈ラカ」也、倭名抄八、国埼玉郡「草壁郷」
かや（感）五、
カナ、神武紀……「感哉」此云于黎多棄伽夜」
かや（辞）疑問ノ辞ノ上ヘ連ネテ云フ語。カ。カモ。
海ノ行事ニ、「何ノカヤ、昔ノ人ノ考ヘシル祓ノ稜一具……

（鎌モ刈及ブベシ）

カヤ（草葺草）ハ刈ヤ屋ノ義ニシテ（柳野、カヤ、糧、笠、用ヲ白膠木ヌリテ）メリテ屋ヲ葺ク物ノ意ニモアルカ屋作リヲ屋ト云フ笘屋伏屋ノ如シ方言ニ秋ノ野ノ美草メリ草ヲ宿レリ」

草ノ屋ヲ葺ク料トスベキモノ、（稲藁、後ニ云フ藁、又ハ茅、薄、）

藁、茅、茨、荻ナド皆是レナリ

古事記、上七十一訓葺草ニ云ク加祢」神代紀上ハ「草祖草野姫」（古事記、鹿屋野比売）顕宗即位前紀「取茅草葺」方言ニ吾ガ夫ハ假庵作ラス草無ケレバ、私ガ下ノ草ヲ刈ナサネ」俗名抄。「武蔵國埼玉郡草原郷」加世波良」

△遠歩色葉集（文亥）「加味、加味」

陳皮

かやく　加薬（調合薬ノ方剤ニ補助ニ加味スル薬ノ意、本草ニ山椒、胡椒、茶子、生姜皆薬品ナリ漢方醫ノ煎薬ニ生姜一片入レ白湯ニテ煎ズルナドニヲノ是レナリ　薬味トモヲノハ加薬味ノ略ナリ）

（二）食物ニ振リカケテ加味スル辛味ノ稱。山椒、胡椒、唐辛子、茘子、乾生姜、紫蘇ナド是レナリ　辛料　又大根、山葵、生姜ノオロシ、乾海苔ノ焼キ粉ヲモヲノ中ノ一ツ（ヲヘル皆椒、麗椒）

△雌頭ナドモ是レナリ。

△狂言記、人馬「陳皮、乾蕎麦、色々ノ加薬」

「口煎物賞「陳皮、乾蕎麦、甘草加ヘテ煎ジ名ヲ煎物名セ」

（三）京都ニテ豆腐、汁掛蕎麦ヤトニ加ヘル肉茸ノ稱。貝。タネ。

葱ノ刻ミ

10

かやあし　茅足（菅ノ異名ノ漢語ナリ）

有根草、根草、根草、柿草ノ根、柿枝ノ重ネノおりノすニヲノ語、

器ニテ、あし。「かやあし、一寸」あし、一寸五分」

かやぐも　鶉（かやぐも、草雲、草雲、草雲

△草屋義

かやぐり 鷃（草潜ノ義、前條ノ語原ヲ見ヨ）

小鳥ノ名、古名、カヤグキ。今ハ しゞくト云フ其條ヲ見ヨ

和玉篇「鷃、カヤグリ、カヤムグリ」

かやむぐり 鷃 かやくぐりノ條ヲ見ヨ

かやじり 茅茨 ○「草屋ノ葺」

説文「茨、以茅蓋屋也」荘子、讀王篇「環堵之室茨以生草」

草葺屋ノ軒端、仁徳紀ニ「茅茨壞以不葺」

かやぢ 蚊屋地（まれ地、裏地、同類、地質ナリ）

蚊屋ヲ作ルベキ料ノ麻布ナド。

かゆ 粥（食物ノ轉カ（粟・黍・稗・豆等）） 潅湯ノ轉カ（根茎、脚、

粥ト粥ト云ヒシハ 姫飯ニテ今ノヨ

常ノ飯ナリ（米ヲ蒸セル強飯ニ對スル

十二粥ト云ヒシハ水ヲ多クシテ煮テ糜ケテ食ヒシ

レナリ 俗名抄 十六 四

粥也加太加由 宮鏡 三十 鐘、加由 屋粥也 天治字鏡、三十 粥糜、加由

同、高山寺本、切韻 粥田加以多

江家次第、七、餅齋「藏人供御粥 立々 御粥上」 京註「壓

粥也高盛ニ」 姫飯 空穂、俊蔭、上「コノかゆ 啜リテムトテ

副ヘタル 坏ドモニヨソヒテ、皆参ル」（啜ルトアル 汁粥ナリ）

[illegible]

かよう　自四　通　通ふノ敬語。通ヒタマフ。

古事記上巻　ハチ弟神「[illegible]ニアリ加用波奴勢」

かよう　自四　荷用　加用　通ふ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

かゝよふ　自四段活用　「通ハ」か、交ひ意カ（ちかひざと、ちかざと、そひさと、そるさと）

かよふ、意ク意、ゐさよふ、いさよふ、ただよふ」　通ふ。

（二）行キ又来ル。往来ス。出デ又入ル。出入ス。「人かよふ」「息かよふ」「心かよふ」

（三）トホル。ユキワタル。通ズ。通達　景行紀「夫婦之道、古人ノ達則也」　源ノ俊頼ノ歌「かよひ名ヒル御心ノホド」

（三）相似　拾遺ハ雑上「琴ノ音ニ峯ノ松風かよふらん何レノ緒ヨリ調ベソメケル」　中務集「梅ノ花色ハ雪ニぞかよふ」　源一、桐壺六「面ヲ、マミナドハイトヨク似タリシ故ニかよひテ見エタマフモ似ル事ナカラズ」（四）敵ト音ト変リ合フ「ふるさく（戦慄）ハ生ノ命トかよひ、ゑび色（緋）ハ老ビ色トかよふ」　敵、源荷用ノ人々

かみ、ちぢんとゝのふ　上一段活用　「整ヘ、調ヘ、直シ」　一種

五十音図ノ横列ノ一段ノ音ノミニテ活用スルモノ（下一段活用）

古今二十大歌所　「歌ノ調ヘ」　「琴ヲ調ヘ」　「弦ヲ調ヘ」　「調ヘ」　「調ヘ」

かみ・あそび（神楽）（略）

樂シキワザヲシテ神ノ御心ヲ和メ奉ルトテ、天照大神ノ天岩屋戸ニ隠リタマヒシ時、神々集ツテ岩屋前ニ種々ノ設ケヲシテ天鈿女命わざをぎノ態ヲシナドシテ慰メ奉リシ事ヲ傳フ（わざをぎノ條ヲ見ヨ）

後ニ歌ヲ作リ神前ニ琴笛ヲ奏シテ舞ヒ、フトヽキリテコレヲ神樂トモ云ヒ採物トテ榊・桙・楯・篠ノ類ヲ持テ神樂歌トモ云フ

古今二十大歌所「なあそび歌」北山ノ園韓神歌「神遊」

神楽歌十二首「神事歌」

かみ・ごだんくつのよう（上一段活用）

五十音図ノいノ横列ノ一段ノミヲ活用セルモノ（下一段活用）

列（活用ヲ）（蔚ス）昂ル（射ル）（まきに）（蒔ク）（蒔ク者）（蒔ク）（蒔ク）

かみ・おき（髪置）（古ヘ男女児共ニ生テ後ノ産毛ヲ鋏ヲ以テソギスツコレヲ棄

髪トモ云フ一二歳ノ間ハ折々此ノ如シ）

古ヘ男女児共ニ三歳ニ髪ヲ改メテ伸ビラカシ後世十月十五日ト定メ後ニ

（儀式アリ）日日定メズ後世十月十五日ト定メ七五三ノ

祝ヒノ一ト入ノ儀ニテ左右ノ鬢ヲ三度ノ櫛ニテ左右ノ鬢ヲ白髪又たちぎ付ト称シテ

神カラノ白髪ヲ手ニ捧ギ産土神ニ詣デシム

源ノ薄雲六「此春ヨリ生ス御髪あまそぎ程ニテ」（明石ノ君、三字行）

台記、康治二年十二月三日「今朝来垂髪如垂之三尺」

吾妻鏡三十四、仁治二年六月十七日「若君御前髪を生髪也」（頼嗣三才）

和長記、延徳四年十月廿日「今日聊有祝事、三条少男髪置也」

元服次第（　）「なかき年、男子女子共に三才、五才、七才アルベシ、月霜

月十五日」日次記（延徳）「民間三才に児髪置、合蒙綿帽子、是謂白髪御祝」

（松板井摺）

かみおろし　神降（二）　神降

かみ・おろし　上和　降　初に詠ミ（キ）（ヨミ）（ヨミ）（ヨミ

五日安鏡三十四、仁治二年六月十七日「若君御前ニ生髪也」（鎌倉三代）

和長記、延徳四年十月廿七日「今日聊有祝事、三歳少男髪置也」

元服次第（　）「みなき乗、男子女子共ニ三才ト五才ヲ以アルベシ月ニ霜

月十五日」日次記、「民間三才ニ児髪置、今蒙編帽ヲ」是謂白髪（柳）

（松板井橋ニ）（延徳）

かみおろし（神降）（二）神葬

かみーおろし（上新）（降）（八月ニ詠ミ神ニ捧ゲタルヘシ）

和歌文事ノ起ル、十訓抄上「薛道衡ノ西頸ニ私歴ト云フ上おろし

ノ句著シナヒテアリケリ」著聞集十四「内大臣序ヲ書キタマヒケルニ海

内苗安日、治外花開時ト申おろしニ書キタマヒケルイト興アリケリ」

かみーかたし（形）かしらかたし（同じ）（頭型）

法皇新院御宮参白川

（其條見ヨ）

松岸表古や第

かみおろし（神降）（二）神葬、初ノ御霊ヲ由ヒオロシ（奉）スルナリ。神霊ヲ招請

スルナリ、葬事畢リテ、更ニ帰来ルヲ神上ト云フ

神太神宮年中行事、六月御祭「御琴撥音三度、毎有警蹕

奉下神其歌三々御琴撥音警蹕之後奉上神御歌如本但所奉

下神御名中今度帰御申」神楽歌、弓立「皇神ノ今朝（カミヤケ）くくつ

三金ニ人ノ千年ノ命延ブトコソ聞ケ」

（三）髪置（櫛笄）

かみーかざり（紙冠）（紙製、冠陰陽師ノ被スルニ風ナルモノ。かみかぶりとも云フ。）

（ながらかり）（託宣ヲ受ケルト神ノ降リテ御霊ヲ身ニ憑ニ云ヒケル。）

枕草子十二、「見苦しきもの」（百五十七）「陰陽師、法師ノ紙冠ノ被ヘタル」

かみーがかり（上掛）能ノ條ノ

（サニ）

続詞花二十の「内裏御屏風ニ、かみがかりこと法師ノ被ヘタル所」

（誤ヒ云ヒ、ナヒ、セセ）

かみかけ　紙

かみがき　髪掻　髪ヲ掻キ平メ物ノ義

髪賁　髪ヲ理ル具、多クハ音便ト云フ其俗ノ見ル　刷髪

俗名抜　十二ハ「櫛髪刷、所以理髪、謂之刷也加美賀岐」

かみがたうた　上方唄　法師唄　長唄　俗ノ

かみかぶり　紙冠　かみかぶりノ俗ヲ

かみがたいせん　上方銭　永楽銭ノ俗ヲ　（鰌ノチヲウツヌ　人妻ト云

かみき　神木　神木。万、四…「神杉三モ手ハ」　ヘバ　鰌ヒヌモ　カキ」

かみくいかい　紙屑買　人家ヲメグリテ紙屑其外廃物ヲ買ト集ム

ルヲ業トスル者、カミクヅヤ。クヅヤ。

かみ・きれ　紙切　紙キレハシ。　新紙　紙片

題言　「石上振神杉」万、十七　「石上振之神杉神サビテ」

かみ・ぐま　上駒　三味線ニ云フ語、ぐま（駒）ノ（　）ヲ見ヲ

かみ・ざいく　紙細工　紙ニテ種々器具ヲ作リタルモノ

かみ・さうじ　紙障子　かみしゃうじ同じ也俗ヲ

かみさま　自上ニ　神間　八

かみ・ざま　上方　上ノ方。枕草子、二ニみ「額ヨリかみざまニ敷サグリアゲテ」

かみ・しゃうじ　紙障子　あかりしゃうじ　かみさうじ

狭衣三上「取リハラヒテかしゃうじ昨夜、御衣ヲナム掛ケテサブラヒツル」

散木集　雑上「かみさまじに書キツケ侍リケル」　「勢ル主アリトテ金ニガリケレ

バかみさうじに書キツケ侍リケル」（歌）　大和國石上布留神社ニアルモノ最モ名アリ

かみ・さぎ　神杉　神木ノ杉　万、二十三「三諸ノ三輪ノ神杉」（大和ノ三輪山）

かみーしで 紙垂 紙四手 紙ニテ作ル 麻ヲ作ル 木綿垂ニ對スルしでノ條ヲ見ヨ

かみーだたち 神助 不思議ニ危難ノ免ルヽ 神ノ加護ニ因ル

字鏡ニ、「竹替 加美左志」

▲阿佐太子筆・聖徳太子御肖像ノ髪ノかみさし是ヨリ同寺花ノ

かみーさし 竹替 髪刺義 髪ノ中ニ挿ミハサミテ飾リトスル具、多クハ音便ニかんざしトモ云フ其條ヲ見ヨ 法隆寺藏・孝謙天皇ノ御竹替ハ銀製ニテ両脇長ク上ニ雲鳳ノ飾リアリ粗、今ノ女ノ挿スかんざしノ如シ 大安寺資財帳ニ銀髪刺

(三)一冠ノ具、髪ヲ中子ニ入レテ外ニ横ニ刺シ上ハ筆ノ如キモノ多シ 音便ニかんざしトモ云フ其條ヲ見ヨ 天治字鏡、五六ノ鬟、替(竹替ノ誤)也

加美佐酒又加々保利乃佐酒

かみさーうり 紙子賣 初冬ノ候、市中ヲ紙子ヲ賣リテアルクヲ業トスル者(えとくじ條見ヨ)

詩心集(貴文)「引渋ヤモミギノ錦紙子賣」隠岐表(延慶)「時ハヲ紙子ヲ乞ル聲 初時雨(拾葉集巻一)」

かみーさま　上様（二）内室、奥方、義任池ハ料理自宅、佐藤ヲ

かみさまヲ死出ノ山ト申スノ道ヲ教エ申シテ」古キ羽子板ニ短冊ニテ公

卿、侍従中ノ児ヲ書キ「殿様、様、かみさまサンショサマ」ト呼ビキ

（三）武士ノ妻、宮殿、侍ニテハ徳川氏ノ家人禄二三十俵高ノ者ノ妻

他ヲ頼ルヲ（三）三回ノ間ノ妻、ナカミさんトモ云フ下流ノ商工ノ妻

ヲかみさんト云フ　今宮心中（　）上「ドウデかみ様如ノ様ノ佐口ヲ借ニネバ

かみーさん　上様　かみさまノ侍ー　マサヲヌコト

かみ[illegible]「霊酒」「醇酒」「陳年酒」

かみ[illegible]「神無月」「酒」

かみなりぼし「雷鼓」「形」「電光」ノ如キ意カ或ハ「鳴」ノ意カ

白瓜又ハ丸漬瓜

薄ノ塩ニ漬ケ

ヒラ張リ

ヒラ張リ

ヒラ張リ

原文ニ「名」

かみのみち「神道」皇祖ノ始メタマヒ能チタマヘルヲ承ケ奉リ代々ノ君ノ履ムベキ
道ニ神代絶ヘズ天壤ノ間ニ長ク存シ端穂國ニ吾子孫ノ可治ト寶祚
之隆ヘ日月ト共ニ天地ト窮リナシ神勅ヲ奉ジ根本トスル國民上下神明ニ
對シ恥ヂザル心身ヲ清潔ニシ誠実ヲ
以テ上下ニ發ル忠孝道有ル大和魂ヲ發揮シ宇内皇國ノ道ヲ宣
明シ和ヲ以テ文皇信條ト為シ以テ仁政ヲ對シテ神道ト云フ事
起リ来タル天神道ニ倣ヒ是ヲ
かみのみちのおしへ「神道の教」ト云フ事

「日本臣民」

かみのみちのおしへ「神道の教」

「井上哲次郎」「上」「赤筆」十五条「赤筆」「名」鬼箭ト文字ヲ「草名」おにのやがらノ一名、
かまとりぐさ「かまとりぐさ」「加美乃毛」「後名抄」ニ加美乃毛加

[illegible]

[illegible]

[illegible]

かみまきタバコ（紙巻烟草）巻烟草ノ一種、刻ミタバコヲ細ク長ク紙ニテ巻キ作ルモノ、両端ヲ切リテ別ノ吸口ニ挿シテ用ヒヤウニ（葉巻ニ対ス）（巻き西洋）（リヤウヒ）（ヤウニ）（ヤウニ）（ヤウニ

かんていりう 勘亭流 書ヲ図ノ太ノ透間ナキヤウニ書ク
芝居ノ番附看板ナド書クノ一種ノ書風。安永(寛文)ノ頃、江戸
中村座手代岡崎勘六佛名其事ヲ工ノ者 客ヲ入ルノ心ニテ
書ヲ内ヘ内ヘ竹ヲヌクヤウニ勘ル故ニ名ル 後ハ大臣法印 遠藤氏
かんてう 漢朝 漢土ノ唐土ニ同ジ。
かんと 漢土 モロコシノカラ、支那。江戸ニ教師所ノ屋号ヲ此ト云フ 真中ノ主人
かんどう 感動 感ジ動ク。外ノ表面ノ事ヲ云フ
かんどう 燗徳利 徳利ノ酒ノ燗スルニ用ユルモノ、
かんちがひ 勘違ひ

かむあがり 神上 かみあがりニ同ジ其條ヲ
かみ 神 ノ樹表語ナリ。
かみ 神 神合 神合ニ條ヲ見ヨ 大伴遠ツ神祖 オホトモ 墓
かむなぎ 神祖 宗ムベキ先祖。万十八 大伴ノ遠ツ可牟奈祖ノ命
かむなぎ 巫 巫ノ著ノ撰ニ云フ(三)人ノ知ベク(大伴氏ノ祖先ヲ云フ)
かむながら 神懸 かみがかりニ同ジ世俗ノ巫ヲ云フ 外野ヲ社
かむさぶ 神閑 かみさぶノ條ヲ
かんざまし 燗冷 一旦燗ウシタルガ冷エタル酒
かんさく 甘酢 あまずトモ 苦楽居ノ甘酢
かんざらし 寒晒 三時條ヲ 寒晒

かんさい 好 ワルギヲ、好智、

かんさい 漢才 からざえ 侍ラ見ル コロ

かんさく 乾燥 ヒカラビ、ヒナキ。オモムキナキ。

草燥 無味ノ文

かんざふ ナザフ 和雑 ノ音便 其侍ノ

かんさく 間作 麦畠ニ麦ノ刈取リ ヲ次ノ種蒔マデノ間ニ 外野菜ヲ植

工作ル。田ニモ行フヲアリ

かんざまし 燗冷 一旦燗ヲシタルガ冷エタル酒

かんさん 甘酸 (あまきトすきト) 苦楽ニ同じ。甘苦。

かんざらひ 寒復習 三味線ナドノ寒稽古

かんざんじゅっとく 寒山拾得 支那ノ唐朝ノ貞観年中天台縣ノ
天台國清寺ニ居ル二人ノ和尚ノ名、相交ルヲ極メテ睦マジカリシトテ
常ニ其像ヲ畫キテ和合神ト云フ
沙石集九下「大唐ノ國清寺ノ天台大師ノ舊跡ヨリ唐代豊干
禪師ノ行者拾得常ニ寒山ヲト伴ヒ狂セル似ル人也マコトハ普
賢文殊ノ化身ナリケル」下學集ノ「寒山拾得、散聖也、
即文殊普賢化身也」

かんしん 庚申 ヤガテ、からのとの(猶殺)ヨリ、ごんざうビ
精進、がうん 庚申 同ジ其條ヲ見ヨ

かんぞう 庚申

かんたき 滝 (音ヲ名ヒテ) (三) 長崎ノ近郊所所ニ有リ其名、稱日浅瀧ヲ叩キ製ス」

三棚

かんぎだな 「俗木棚」 床間ノ脇棚ノ数段並ベ作リタルヤ、「俗ヲ見ヨ」

かんきゃう 乾薑 ホシ、ジカン。カンショウガ。藥用トス、

かんきゃう 眼鏡 ガネ。

かんきゃくす 他ヲ責 開却 茶湯ニ打立テテ、ヤテ 厳ニ 却ス。

かんかち、だんだい 「ヌガチ、杵ノ音、ヌンカラ太鼓、ヌ」 黄粉ヲ塗シ

子供ノ相手ニ行商スル固ヲ、ハキ伊ヲ捜(固ヲ入レ杵ヲ舂クマネヲシテ伊ノ

縁ニ当テ音ヲ立テ貰ヒトス

カヽテ千岐ガキ傳ヘ

かん-かく 感覺（英語 Sensation 譯語）

神經ノ刺激ニ感ズル意識。其刺激ニ關シテ何事カヲ知ルヲ

知覺トス（Perception）

かん-けう 艦橋 軍艦ノ甲板ノ上ニ高ク設ケタル所、特殊ニ居テ指揮ス。

かん-げ 勘解由 ケヒ傳ヲ見ヨ

かん-こく 監國 國政ヲ監督スル意

皇太子 一時、君主ニ代リテ國政ヲ執ル。公式令、義解「皇太子監國亦準ニ此式ニ以法動代ニ啓令ニ」註「天子巡行、太子留守是為監國」

かんご-ふ 看護婦 病人ヲ看護スル女。醫科ニ屬シ看護ノ術ヲ學ビテ一種ノ職業トナリ

天治宝鏡 十三ハ「替ヲ」加ヘタ方ガ

かん-ざし 簪 八かみさしノ音便、其條ヲ見ヨ

（一）古クハ、カミサシ、髮ノ飾トシテ刺スモノ、足アリテ頭ニ花ナドヲツク、今ノ花ガンザシ。以テ（カミサシノ條ヲ見ヨ）

玉ノ花ヲタリタルヲ誰ガナニムトブラヒテ行ケル（見テ）（五位ノ舞姫ノ歌）宇治拾遺、十三

「娘ニ、髮ニ玉ノかんざしヒトヨソヒサシテ」

元祿ノ頃ヨリ作リ始メタル女ノかんざし。竹角、象牙、銀、鼈甲ナドニテ作ル

足一本ナルアリ、二本ナルアリ。松葉かんざしト云フ。岐竹形、上端ニ種々ノ飾リヲ

ツルアリ、耳掻ヨツクルアリ。一代女（貞享）三「猫ニ、奥様ノ御髮ニ掻キツキかんざしニ、枕ヲ落セバ云ヒ」衣「享保頃ヨリ欠ざしト名ヅクルモノ、上、耳かき、下、髮掻作ル」又花かんざし、ひらくかんざしモアリ各條ニ註ス

花ヤキ[illegible]元文[illegible]保[illegible]ノ舞[illegible]ニ始シ 梅櫻ノ造花ヲ作ル（掛歌花ノ

[illegible]造花

華勝 紙勝 なりんざし 造花

(三) 冠ノ具（カミサシ。中子ニ磨ヲ入レ外ヨリ横ニ通キテ刺シトル用ノ物一本

箸ノ如シ後ニ中子ニ作リツケシテ上緒ヲ掛ル用ノモノトル）

後見抜ニ、冠帽具「竹櫛」「掛」「櫛」「髪剃」「簪」

かんざし 櫛（髪剃ニ簪）便 櫛ノ一名 源・綱合ニ「昔ノ御かんざし端

ヨイヤカ折リテ云ヒ」（齋宮ノ別ノ御櫛ヲ）同ノ若菜上ニ「朱雀院御覧

ジツケテ、ゲニオモタ、シキ かんざしなど御返しもて、「サシツキ」見ルモノニモガ萬代

ノ黄楊ノ櫛・神サヘ[illegible]」（宮ヨリ櫛ノ笥ヲ奉ラマタベヒシナリ）

我張る。がんはる

（音便）

がんぞう 五調（字ノ音ガンゾウ）鞭、炒瓦（土器）ノ[illegible]ら 牛蒡ごんぼう

古キ牡歌「だいこん（大根）トハネ（ヘ）キモノヲ、ハネモセデ、イラヌごんぼう、チンブクロ

（茶袋）カナ」 名馬ニ[illegible]調ブベキ五ツノ條件。大坪流馬書「五

調、一蹄、二心、三體、四血、五生」馬ニ蹄ヲ最モ重トス西洋ニテ

モ「蹄無ケレバ馬ナシ」トヲヘリ心ハ順駛ノ性質ヨリ體ハ體格、血ハ血統、

生ハ生産地ヨリ山ノ馬ト平地ノ馬トハ能力ニ差アリ此五件調ヒタルヲ

名馬トス 心音千句（廣安）「馬方ハ皆五調ヲ生シ性」（三方訓

モノマ、馬ニカケタ） 次條ヲ見ヨ。 楽学解（三）三ム

がんぢう 剛健（前條ノ五調揃ヒタル馬ヨリ移ル） 剛健

人體ノ極メテ強ク健ナルヲ。物體ノ極メテ堅固ナルヲ ダイヤウブ

「手足強盛ナル者ドモ」

運歩色葉集「五調者、人倫、四調牛馬」

太閤記十八「かん調ナル者ヲ音ヒ」甲陽軍鑑九上の品△

合類分類の「出名異又作出名乗本朝俗語男使之義」五調

人倫、四調牛馬

音信

かんそう・ふそで（かこそうふそでヲ見ヨ）

かんそうくさ（敵取草）音信

かんたん・きりぎす（かんたんヒ唱ノ聲ヲ其聲ヲ夢ヒ同ク）

出名、ばったニ似テ小サク薄緑色ヲ帯ブ（詞ヒテ其聲ヲ夢ヒ同ク）

かん・だち 割（雷）（カミタチ）雷鼓ノ音使ヲ イガヅチ。カミナリ（安房）

かんだうづくん（強盗頭巾）（強盗ノ顔隠スニ用ヰタルヨリノ名ナリ）

芸米麻（ウンメ）ノ異名、物類稱呼（安永）四「江戸ニテ芸米（ウンメ）づくんヲかんだうづくんトモ」

カン・だか 甲高・殼ノカンバトリタルモノ、

かんたん・めめのーまくら（邯鄲夢枕）人ノ一生ノ栄枯盛衰モ夢ノ如ク短クシテハカナシトモ云フ意ノ語。支那、唐ノ開元年中ニ邯鄲ト云フ地ニ呂翁ト云フ仙人アリ黄粱（黍）ヲ炊ク間ニ盧生ト云フ少年、呂翁ノ枕ヲ借リテ眠ル夢ニ仕官シテ貶セラレ又徴サレテ終ニ宦中書令ニ陞リ燕国公ニ封ゼラレ子アリ孫アリ八十余年ニテ終ル夢覚レバ黄粱未ダ熟スルニ至ラザリキトモ云フ（秋中記）コレヲ黄粱一炊の夢トモ盧生ガ夢トモ云フ

(三) カキダン
賣掛金ノ
請求書

かんたんのことば 感歎詞 感動詞ニ同ジ

かんーちゃう 翰長 ハ、ヨリ、漢書揚雄傳註「翰筆也」正韻「凡稱書翰者謂必書記官長ノ墨稱」 羽翰爲筆以書也」

かんーちゃう 醋蟲 快ノ酸ヒテ蚤ノヒヤカヒナル

かんーちゃうーがき 勘定書 (二) 勘定計算ノ事ヲ記シタル文書 訓算書

かんーちゃうーだかし 形 勘定高 金錢ノ取引ヲ勘定シ辯リニコマカシ。セチベン

ナリ、ミミッチイ。

かんーちゅう 勘注 勘定シテ帳ニ記シ入ル。定訓件本、十二月、損ニ勘注

算用散失」

かんーぢん 雁陣 かんがん 雁行 ノ條ニ

きんーぢら 金本 [illegible] 妹本。 [illegible] 社佛閣。

きんーぐに 金國 [illegible] 金國 [illegible] 金國 [illegible]

かんぶ 【幹部】 集會、屋内ノうはまつり役人。

かんぶつ 【奸物】 奸曲ナル人。

かんぶる 【寒鮒】 寒中ニ捕ル鮒、味美シ。

かんぶる 【雁昼】 俗ノ秋沼ノ素晩、海ニ浮キテ休ム田ニ木ノ枝ヲ合ミ来リ秋去ルトキ、再ビ合ミ帰ルヲ多ク殺ル内ニ捕ヒシ死セルアバリトモフ其供養ニスルコトヨリ

カ上ニフ（山彦典ヲ、二） 陸奥風土記ニ外ノ濱ニ海岸ニ雁ノ殺レオキタル木ノ枝ヲ

村人皆風習ニ従ヒ諸人ニ施行セシ昼ノ料ヲトモフ

かんべに 【寒紅】 寒中ニ製シタル紅、色殊ニ美シトス

俳諧懐ヲ楽（萬治）三「色見エテウツロフキノ寒のべに」

かんぽん 【刊本】 刊行シタル書籍。板本。

かんまつり 【寒参】 寒中、夜中ニ裸体ニ褌ニテ素足ニテ神社仏閣ニ詣ヒ参リテ祈願スル。堪（カタキヲ堪テ願ヲ信ジ成ル日ヲ表ス）より、多クハ二七日ノ

徒然草ノ技藝ノ上達セムヲ祈ル

かんもも 【寒桃】 ゆももニ同ジ

かんやく 【漢薬】 漢方ノ醫術ニ用ヒル薬、

かんら 【甘藍】 ハボタン

かんり 【監吏】 監督ニ任ズル吏員。

かんり 【監理】 トリシマリ

かんぴんぶくろ堪忍袋堪忍ブクロ　コラヘ　袋ニ壁（ヲカベノ事）。強ク縛ヘテ居ルヲ一一緒ヲ締メルト云ヒ怖ヘラレヌヲ　怖ヘ　緒ガ切レルト云フ

かんにん（堪忍）（不足ノ表行ガラ當分見ニテ堪忍セコトノ意ナリト云フ）

太閤記ニ、勝家ガ腰ノ毛ヲ　毛ヲ　賜ハリ無比類、遂忠死タリト再三御感アリ母妹ナドニ堪忍教諭恩賜アリ」（後ノ物ノ言ヒナラム）

甲陽軍鑑ニ、下ノ口ハ「討死並忠節之道ヲ知ル者ニ、於テ堪忍分者無不足可申」

かんにんぶん（堪忍分）　かんにんぶん（堪忍料）ノ俗ヲ

かんのいり（寒入）　かん（寒）ノ俗ヲ

かんがふ（他下ニ考ヘ）（かむかふ（案檢）ノ轉、其俗ヲ考ヘ）

カムカフ。音便ニカンガフ。思ヒ、考ヘ。基考ヘ。思案ス。

空穂物語「サカヘサセタマフラム、サル例アラバ何カハ」

源ノ相模ニ、「高曜ノカレコキ通ノ人ニ　かんがへサセタマフニモ」

かん、かん、をどり（看々踊）　看々踊清國ノ風俗ヲ長崎ニ伝ヘタルモノ

文化年中、三都諸方ニ流行セリ月琴、提琴（胡弓）其他諸重器ヲ用ヒ、歌ヒ踊ル其歌詞ハ「看々空腸奴的九連環ニ」

かんがへ、ぶみ（勘文）　かもん（勘文）ニ同ジ其俗ヲ

かんーげいこ 「寒稽古」 極寒中ニ、朝未明ニ起キ出デテ、稽古スル剣槍柔術ノ武術又ハ謡物ナドニスルノ杉、堪ヘガタキ寒ニ堪フルヲ鍛練スルヨリ（寒参ノ、寒垢離ナド同意）夏ノ極暑中ニ元土用稽古トイフモ意同ジ

かんーざし 「髪挿」（髪ノ美生ヒタルサマヨリ転ジテ服ざし同趣）額上ノ髪ノ生ヒ様ノ美ノ抑ヘ「かんざし」、頭ツキ、御髪ノセリタル杖（両頬ニ垂レタル）限リナキ白ハクシサ」潰相中仇言女ノ容貌「額髪ノタエマタエマかんざしナド、ヨコウ巻ケレト目ダツトコロナクヨカミウ」

（三）髪。「翡翠ノかんざし」（緑髪ヨリ）貴船本地（文明頃ノ御伽草子）「父、嫁ノ折檻「御丈ニアマリタルかんざしヲ毛ニカラミ邪険ノ扉ニ引キ伏セテ」（歴世女装考、二）

かんーじげふ 「関事業」 日用ニ遠ク仕来ル不急ノ事業

かんしつ「乾漆」(二)漆ヲ挿ニ入ニオキ久シクシテ其側ニ着キ乾キタルモノ。漢方醫術ニ採リテ藥用トシ又印材ナドトス

(三)佛像ニ乾漆ト云フハ砥粉ヲマゼタル漆ノ液ヲ型ニ塗リ麻布ニテ包ミ幾重ニモ又塗リ又包ミ漆固メテ作リアゲタリ奈良時代ノ佛像ニ此製作多シ

かんーしん「閑人」閑散ナル人。ヒマジン。

かんーじゃく「閑寂」シヅカナル。閑靜。

かんしゃくだま「癇癪玉」(一)癇癪ノ條ヲ見ヨ(三)火藥ヤウノモノヲ紙ニテ無患子ノ大サニ包ミタルモノ。地ニ打チツケテ爆音ヲ發セシム兒童

続り

かんーじゅ「干珠」しほみつたまヲ見ヨ

かんーしゅ「癌腫」(一)「癌」ノ「癌ノせ」腫物ノ一種。器ニ生ズル癌トノ区別ヲ見ヨ

「癌」ニ發シテ治シガタシトス上流ノ人ニ多シ胃癌食道ニ、喉頭ニ、舌ニ、乳ニナドアリ

かんしゅ「監守」自盜「官公吏ノ監守スル物品ヲ自ラ盜ム。

かんーじゅ「感受」感ジ受ケル。感ズルト。ウツルト。

~~かんーじゅ「漢字」カンジ。漢文ノ書籍。~~

かんじょ「關所」人ナリ物ニツカヘル所。五畿七道ニ設置シ、後ニ廢シ、明治四年頃「武庫」所數廢絶

がんしょ【雁書】（支那ノ前漢ノ蘇武ガ胡國ニ囚シレ雁ノ脚ニ書簡ヲ繫キ故國ニ通信セシニ起ルト云フ、夏山雅談、四「蘇武故事ニアヲ雁行ノ列ノ正キヲ文書ニタトヘタリ其證古詩ニ多シ」）

雁信（雁信ノ書ノカリノタヨリ、フミ、タマヅサ。手紙、平家、二、蘇武ニ文ヲ雁書トモ寄ス）

雁札（ヒミ花アル上ニ注ノ文タシ ソヒヨリニテコリ）

雁札トモ又ヨブベケレ」（後撰集、春上）

文ヲ雁ガリガネ」

がんしょく【汗職】（汗職多キ職務。

がんーぞう 他四【勘造】（がんづく。がんてこ。

がんぜき。たまざい【岩石】（鎧ノ上ヲ如テ、コハシ、砂糖塩ヲマゼテ美濃紙ニ包ミ其上ヲ水ヲ中ニテ色ニ、鬼ヲダシ、巻キテ蒸シタルモノ。

がんしん【庚申】（ごしん。書便。がうしん。

さんぎ【精進】（精進）

さんぎ【精進】（精進）

さんぎ【精進】（精進）

さんぎ【精進】（精進）

さんぎ【精進】（精進）

さんぎ【精進】（精進）

かんぜみ 寒蟬 蟬ノ一種、つくつくぼうしノ類、
俗名法、十九ノ「寒蟬、寒蜩似蟬而小青黄加無世事」

かんそ 寒素 〈素 皆素ノ、
貧しキ生涯、「身ヲ一ヨリ紀ニシテ青雲ニノ光」

がんだうが へし 合燈 提燈 〈雁盜 提燈ノ廻轉スルガ如シ〉
世人居ノ道具仕掛ノ名、大道具ノ後ニ隠ル、板屏藪屏
ナドノ別ノ五具ニ要ハルモノ。 〈強盜ノ富ヲ盜ムベシ
がんだうチャウチン 合燈 提燈 〈闇夜ニ強盜用ヰル〉
未ダ、ちゃうちん ノ異名。

かんしん 庚申 〈かうしん ノ音便、かうのえ、かんのえ 暫殺 略シテ かんし
トモ云フ さうじん、さうし 精進〉
庚申 かうしん 庚申 ニ同ジ。略シテ かんし。兼澄集「齋宮ノかん
ヒタマヒシ 暁ニ 公任集「九月盡ノ日 かんしナニ」

[illegible]ノ[illegible]ヲ甘御表クロギノ御衣

[illegible]ヒ「神南備」又[illegible]ノ杜ノ約ナ

[illegible]「宿槻」ハヤナケヤガンバコ

[illegible]「翰林院」ニ於テ翰ノ筆ナリ林ノ多キヲ林ノ如キ意、學者ノ此ニ入ルヲ榮選トセリ」支那ニテ國史圖籍文章等ノ事ヲ掌ル禁中ノ官廳ヲ此職ニ居ル學者ヲ翰林院學士、

■略シテ翰林學士トスト又學者ヲ翰林ドスムリ我カ邦大學寮ノ文章博士ノ唐名ヲ翰林學士トスフ

職原抄上 大學寮「文章博士唐名、翰林學士」

連歩色葉集、翰林學士文章博士之唐名」

かん-りん-がくし 「翰林學士」 翰林院ノ條ヲ

かん-りん 「翰林」 翰林院ノ條ヲ

理由 (斯ク有リ、約轉カ(斯ク程、など、有ラバ、あらば)

から (名) 「故」 ユエ。ソレガタメ。

齊明紀七年十月「君ガ目ノ悲シキ 舸羅ニ 寄テ、居テ斯クヤ悲シムミ 君

ガ目ヲ 欲リ」

万・二十三 我ガ母ノ 袖持チ 撫デ、我ガ可良ニ泣キシ心ヲ忘ラエヌカモ」

〃〃 「吹クカラニ 秋ノ草木ノ 萎ルベ 宜 山 風ヲ 寒ト 吹クナム」

から 接尾 「故」 (前條ノ 連ノ 轉用) ユエニ。ソレガタメニ。因リテ。

古今ハ 離別 「惜シムカラ 悲シキモノヲ 白雲ノ 立チナム後ハ 何ゴ ケヤム」

仁徳 即位前紀 「有海人耶因 己物 以泣」 (勇ヲ 離レテ 愛ケテ ズ 己ガ

勇ノ故ニ 泣クナリ)

感ノ技ノ術ノトニ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

から 間 アヒタ。ヤケ

雅代化下六ノ 雖復天地、何能一夜之間令人有此娘子」

方九三ノ 詩ノ維ノ可詩ノ 詩悲ヒキ 真自ノ 古男」

回九ノ 一夜ノ庭ノ 柳ノ屋上ノ 梅花ノ 流ノ 涙ヨリ

四十八ノ 明日ヨリハ 続キテ 河ニ 一夜ノ可良ニ 悲ヒロ

四六 一重山、数ヲガ 何良ニ 思ヒソ 吾ガセシ」

雄異 紀元年、青ノ 易産 者ハ 以 輝 觸 體 即 侵 懐 脹」

故 ゆえ 言ヒ モ アラズ

カラ 周 (韓国ヲ同じク外国ニ) 支那・移ニ至ル 話リ 万ノ丸 三十五

「韓国」 韓国 (遠・齋ヘ 神ヲ) 同巻 「韓国ヘ行キ 長ニシテ 帰

本人 裏ニ 蕃ニ 韓国ヘ 韓人 来ル 国ニ

「国ヘ」 「日

(三月)

日本ニ 国人 国ヘ 其国ニ

さて 「唐詩」

（今ノ安南道、金海ヲ都トス）

カラ　韓（仲哀神天皇ノ御代ニ今ノ朝鮮ノ西南端ナル伽耶国王子来朝セリ（仲哀神以前ハ支那ヲ指ス）是レ外国人帰化ノ初ニシテ外国ニ意ヲ表スヨリ移リテ其国ノ三韓（其俗ヲ異ニ）ヲ「からト唱ビ遂ニ半島全部ノ名トナル」

古ヘ、三韓、日本ニ入リ今ノ朝鮮ノ稱。韓ニ隨テ其国ヨリ渡来セル物事ニ冠ラシム。

一万五十三「日良国ヲ征ケ平ラケテ」（神功皇后ノ征韓）遂ニ神化シ「領諸韓人等作池因以名池號韓人池」継体化シ「日本人娶蕃女所生為韓人也」敏達紀「韓語」「韓衣」

カラ　唐（韓国ヲ同ジク外国ナレバ支那ニ移シテ云ヒシ語リ　一万十九三十五）

「此五ツヲ韓国ヘ遣ハシ齎ヘ神物ヲ」同巻四十「韓国ヘ行キ足ヲ止メテ帰リ来ル」是等ハ共ニ遣唐使ノ教ナレバ韓ハ唐ノ借字ナルモ尚韓ノ唐ニ移リ変ヲ知ルベシ」（モロコシ、漢ニ唐土ニ支那ノ稱。隨テ其国ヨリ渡来セル物事ニ冠ラシム語、[illegible]）

一万十九十一「漢人モ船ヲ浮ベテ出ブチフ今日ヲ吾ガ夫君花饗セヨ」（三月三日出水ノ宴）「漢書」「唐歌」「唐琴」「唐錦」

「日本唐天竺」

唐　廿年

(三) 輸入、迄ク外國ノ利。多クハ南洋、前印度辺ノ産ナリ 三百年前、明國ニ寄航セズシテ、直チニ南洋ニ航スルヲ唐船ト呼ビ(其俗ヲ見ル)唐物、唐葉、唐木ナドモ多ク見タリ 外國

(注)明國ニ寄航セズ南洋ニ航スルヲ唐船ト呼ビキ

(四) 唐人ノ植ヱテシ綿ノ種、從エキ」

暦十八年、長崎人参河ニ漂着シ木綿ノ種ヲ播殖セリトヲ云ヘリ(類聚國史百九十九)

(三) 唐織ノ裏 源ノ花宴……「櫻ノ唐ノ綺ノ沛直衣」四ノ擬答……

「白キ羅ニカラノ小紋ノ紅梅ノ沛衣」

(四) 唐紙ノ裏 空蟬……中ヨリ押折リテ」

明國ニ寄航セズ南洋ニ航スルヲ唐船ト呼ビキ

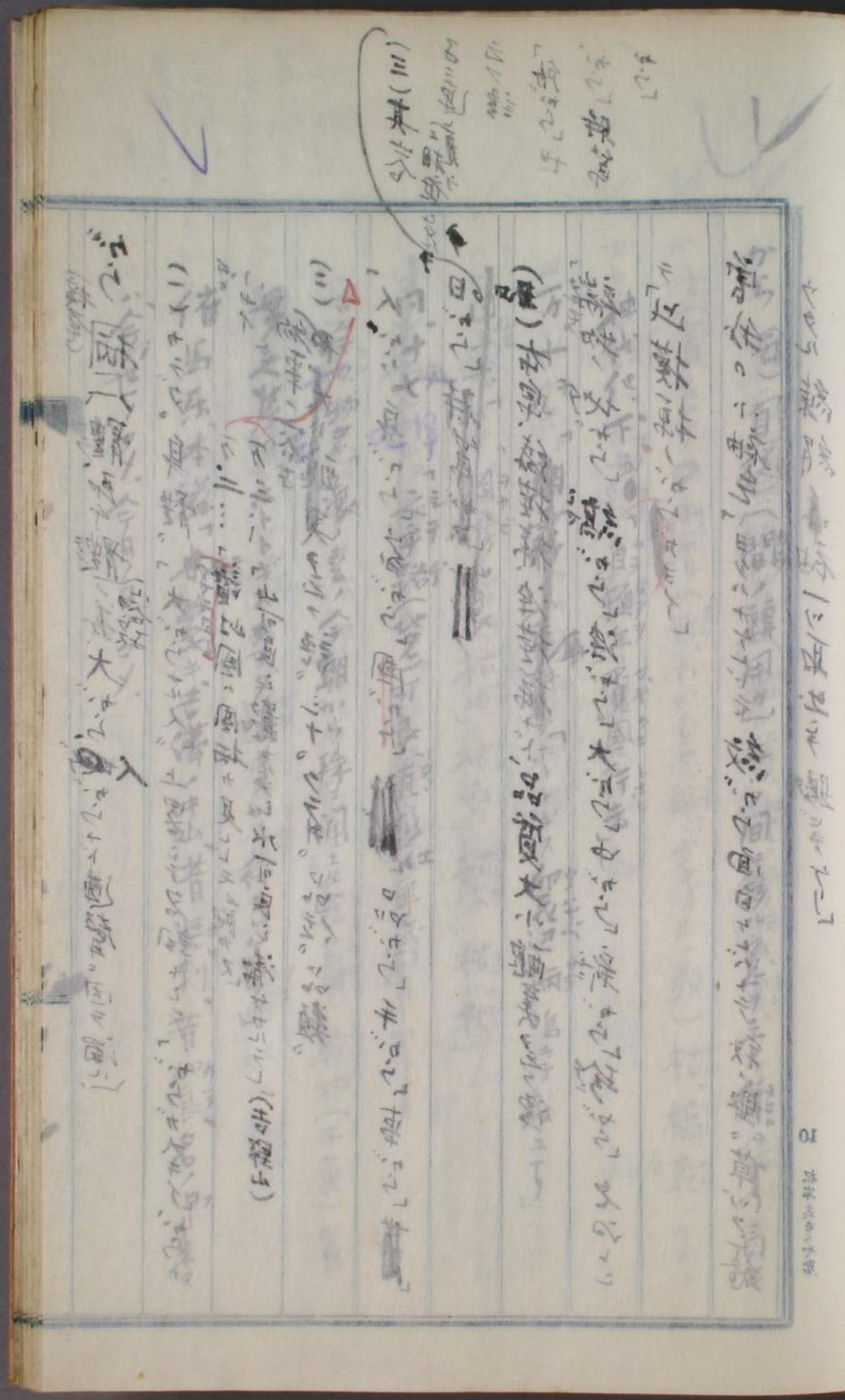

ガラ（接尾）柄（ハ體、取ル體）大ガラ、人ガラ（ナド連聲ニ用ヲ濁ル）

（二）カラダ、身體。「大ガラナル人」上ニ接シテ名詞トシテ「ガラガ大キイ」ガラカ

（三）物事ノ性質。「ガラガ良イ」「山可良シ」「國ガラ」「人ガラ」「身ガラ」「家ガラ」「國ガラ」「口ガラ」「手ガラ」「事ガラ」「世ガラ」「日ガラ」「時節ガラ」

（四）布帛、絲撚、絲撚、品質大小、醜美ヲ言フ

「端物ノ地ガラ」「縞ガラ」「漆ガラ」「大ガラ」「中ガラ」「新ガラ」「珍ガラ」名ヲ呼ブ

「此模様ノガラガヨイ」

管我ノ下神色「ヨクハナケレドモ紋ガラ面白ケレバト方秋ノ野ニ草ツク絡ウタル練絹ノ小袖一ツ取出シテ賜ビテケリ」

（三）其名ヲ三原ニ相違ナシ

ヲ言フ

「然ガラ」「ガラ」時節

ガラ（接尾）自從（間ノ轉用カ）二ツノ間ニ移ル意ヲ示ス。ヨリ

神代紀下五「自頓丘貫國行去」

万十九「朝霧ノ立ヤボトトギス卯花辺柄鳴キテ越ユナリ」

同十八「図書ノ良」

同十七「之乎路（ゼヲ）可良（直ニ）」

古今ノ物名「浪ノ音ノ今朝カラ聴ニ聞エル」

夫之集ノ「ホトトギス鳴カヌカラ待タレケル」

備前風土記「備ノ中山、昔奴利、昔カラ良、名ノ呼リ来ヌ

今ノ世ノタメ、今日ノ日ノタメ」

から「接頭」「涸」「枯」「乾」「涸」「轉」「群」「むら雲」「末」「うら」「葉」「稀人」「まうら」

かど（青竹）の倒れ（竹・たかむら・飛・ちばた類）枯・槁・乾からと

カナルモ同じ穴・殼モ乾ヨリ移レルナリ

（二）水ナキ。涸レタル。「涸井」「涸堀」

（三）生葉ナキ。枯レタル。「枯山」「枯野」「枯木」「枯萩」

「枯」「凋」「萎」から「葉」から「草」から「木」から

（四）乾キタル。干タル。「からから」「乾」「乾菊」「乾物（干菓）」

「乾」から「嗽」「から」「咽」から「嗽」から「乳」から「梅雨」から「聊」

から、之れ「鰈」（「乾」）

（春むら雨、秋ときの雨）

（鰈ニ似テ其上ニ黑点アリ）

其陰晴定ナカルベシ

「鰈」「鰈」「鰈」

カラーあぶみ「唐鐙」唐鞍に用ゐる鐙。輪の鐙なり。

から（副二字同一）からくして二音便、其條ヲ見ヨ

カラーうど「唐撞」（からづつ）共に（其條ヲ見ヨ）

ど同例」からびつ同じく（其條ヲ見ヨ）

カラーうど「唐撞」（からづつ）共に（其條ヲ見ヨ）

（二）からびつ同じく、其條ヲ見ヨ。

（三）ヒツキ。「唐」（カラ）ト。「石ノからうど」

カラーうり「唐瓜」胡瓜ノ古名。本草和名、下三十四「胡瓜加良ウリ」

から、えび「蝦」（カラ）、「草」（カラ）海老、「鱗」（カラ）ニ似テ甚タ小サシ」

（群むら鳥、群ニ同ジ）

常ニ約メテ「カレ」ハトシテ

其條ヲ見ヨ「侍名抄、十九三「主餅奥ガ良衣、俗云加礼比」

△稿「鱗」ニ「カラ」ハ、「瘦セカレタル意」ナリ

▲「から（洞）」ノ誤

其條ヲ見ヨ

カラ織物、人主ノ禮服ニ用ヒ、緞子綾錦ナドスベテ唐より渡り来る織物ノ種、我カ國ニテ唐メカニテ織レルモノ世ハ生絲ニテ紋ガラハ五色ノ練絲、金絲ナドヲ交ヘテ浮織ニ成モノ（貞丈雜記）海人藻屑の「仙院御服ハ三ツ綾、唐織等、切々不及調進」宮大臣ノ息業ナ五位ヨリ内ハ色々ノ綾、唐織物用ヒ之」

カラ一ツ「唐入（韓入）」文禄年中ノ豊臣太閤ノ朝鮮征伐ヲ云ノ詞（征韓）高麗入。ミアラズ、外國入ノ意）

カラ一きづけ「唐切附」唐皮（虎皮）ノ切附。

明月記建保五年十月廿五日「唐切附如常」

（から（乾）俗ニ見ヨ）

からーかくけ 乾脚絆、酒乾、から（枯）俗ニ見ヨ（鉢、鉢巻）

脚絆 かくけ（脚絆）俗ニ見ヨ

（から（乾）俗ニ見ヨ）

（かがさい ニテハ音 ヘ ナリ 轉、

又 からがさ（今ニ井沙ニテ 蕈ニ見ヨ）

生鰹 ナヤ 鰹ガ良ガ又 俗ニ 物 ナ九ロ 鰹 似 鰹 面 類 著

少 鰹者ニ ガ良ガ ナロ

カラーガサ（カ）前條ニ見ヨ（柄ニ見ヨ）

ガラガラ（車）（柄ニ見ヨ）

ましがさ ノ面 鍋。各條ニ見ヨ

秋草ニ ナ ある「からがさ ヲ サシタ ニ 座ノ イタノ ロ ヘ 様ニ 面ヲ 口ヘ ヲ カクシ

ツ ノ 様ニ ナ ヤ ミ ヲ ヘ 吾 ヲ 鍋 ニ ヘ 「真 面 之 間 於 唐 笠

（から（敷）ノ條ヲ見ヨ）

（から（敷）ノ條ヲ見ヨ）

（から（敷）ノ條ヲ見ヨ）

カラ、かぎ　黄顙奥ハ脚下ニ鉤是ノ如キアリ　鉤、鈎ハ

河奥ノ名、今、ぎぎトシテ其條ヲ見ヨ

又、からかさ。（今モ丹波ニテハからかさトシテ音頭ノ如キ、

宝鏡　七十ノ鯉　加良加支　倭名抄十九四「鯉似鯉奥而頰著

動者也、加良加古」

カラ、かさ（名）前條ヲ見ヨ（奥ノ名。）（柄笠ハ義笠ニ柄アリ）

からかさ　（傘）（柄笠ハ義笠ニ柄アリ）

さしがさノ雨傘ノ各條ヲ見ヨ

秘草ニ、「からかさヲサシタルニ金ノイタノ如キテ横サマニ而ヨリ吹キカクレバ

少シ低キニ其ヲミル」吾妻鏡、三十、「其雨之間、於唐笠

下、勤行之」著同集十六「讃岐國座ノからかさバカリノ大サ」

からかさ「空風」（雨雪ニトモナハヌ意ナルカ）

大風ニテ吹ク物ニ觸レモヒラヒラト強ク立タセテ吹ク風。

からかち「柄機」（からハ柄ヨリかち（機）ノ條ヲ見ヨ）

柄ノアル機。ヲ十四ニ十ニ「古河ノ渡リノ可良加治ノ音高シモヨ」夫木三十三「栗島ヤ門渡ル舟ノからかちノ」

からかみ「唐紙」（唐土ヨリ渡ナリ紙ヲ五枚ト見エ又枕草子十二「からノ紙ノ赤キタル」トアリ是ヒラノ彩紙ヲ模造セルコトノミヲナルカ或ハ唯常ノ紙ニ異ナルヨリ唐ト云ヘルモノカ）

（一）紙ニ模様ヲ彩色ノ摺リ出ダセルモノ。音便ニからから。

唐紙師アリテこれヲ造ル

（ちらし散木集物名「からかみノ模様」宇治拾遺「唐紙、カラカラ」）

（二）からかみしゃうじ（唐紙障子）ノ略、其條ヲ見ヨ

カラかみしゃうじ「唐紙障子」食障子ノ唐紙ニテ貼リタルモノ。略シテからかみ。紙門。紙ノ記、別記、久安六年正月七日「上皇御座ノ障子可張絹、今日播磨唐紙、尋可給」長門本立家「いいいから紙ノ障

（ふきましゃうじ　じゃ略シテ　ふきまとかイト　同じ）

ヲ…タテタリケルヲ細目ニアケテ」到来集「幾秋古キ障子ハ」（嬉
逆笑賀、一）新六帖五「今宵サヘ雪解シレテ」各ア来ヲチカヘリドノタテ
ルからかみ」常山紀談、四、仁科信盛「腰切テ腸ヲツカンデから紙ニ抛ケ
倒レ死ス其血ノ痕、後ニアリ」
（三）今ハからかみトミニヒテ紙障子
カテかみ一し「唐紙」（からかみ）（俗ヲ見ヨ）
からかみヲ作ルヲ業トスル者。庭訓往来、胥「蒔絵師、唐紙師」
（二）今ハからかみトノミニヒテ室ト室ノ間ニ立テル建具ハ細ソキ
材ニテ縦横ノ骨ヲ作リ幾度モ紙ヲ貼リテ上貼ニ紙ヲ用ヰ紙
ヲ貼ニヒル用ヲ白紙、書画ヲカキタルヲ貼ル。ふすまトモ云フ（はるはねたば
リノ條ヲ見ヨ）

からーがらと「鈴々」物ノ音ヲサカニ笑フ様ニ云フ語、ケラケラ、音便ニかん
からーかんと
からーからと「鍾々」人ヲ呼ブ器ノ音、又ハ其物ノ相触ルル音、又ハ其相触ルル音ニ云フ語、カン
カン。其雑ナル音ニハガラガラ。ガンガン。ガランガラン。
がらーがら（副）「前條ノ見ヨ」
ガラガラ「鍾々」（一）「多クノ物ノ相触ルル音ニ
云フ語、軽キモノニハ特ニメクル音、大キナルニハ車ノメクル、積シ荷ノ山崩ル、音ナドニ
云フ（三）がらがらせんべい屋。
からかわらと「殿々」雷ノ鳴リタル後ニゴロゴロ、ガラガラ。
北條氏代記「雷からからと鳴ル」
からーからと「乾々」（かわら（酒）ノ條ヲ見ヨ）物ノ乾アガリタルハニ云フ語。「糊ガからからトカワク」

がらがらせんべい　蛤形ナドノ軽焼菓子　小サキ玩具二三ノ包ミタルモノ

振レバ内ノモノ相觸レテガラガラト音ス、和木刻ノ大黒天ノ小像一ツ加ヘテ

大黒せんべいトモ云ヒレトモ云フ。又つつみせんべい。

カ

からゝぎぬ　「背子」「唐衣」ノ略ニテ服ノ意ナリ

貴婦人ノ礼服、昔ハ英ニ著ル男ノ束帯ニ準ズ（鈴鹿ニ作リ）

袖ノ上ニ著ル前ノ袖丈ニ同ジク指ノ袖ヨリ短カク少シ

後ハ袖丈ニ十二ヒロ「背子」形ナリ　無袖ノ衣ハ婦人

表衣ノ外ニ重ネ長袖ノ衣ハ男子ノ束帯ニ準ズ

さいしょうぶ　菖蒲ノ根ノ様ナ薄線結ノ壹文ナル紙重箱ニ入レ

ゴザ　ゴザ　ゴザ　ゴザ　ゴザ　ゴザ　ゴザ　ゴザ

からゝぎぬ　ゴザ　ゴザ　ゴザ　ゴザ　ゴザ　ゴザ　ゴザ　ゴザ

さいしょうぶ　ゴザ　ゴザ　ゴザ　ゴザ　ゴザ　ゴザ　ゴザ　ゴザ

からゝがる 自四 辛レト思フ ツラシト思フ

源の梅枝ナ「イトタテからゝがりたる」

「イト屋シタリサト笑ヒタマフ云々 又ナキ事トオボサルニムトアレバ、イトからゝがりタマフ」四の丈 松尺サ「イトカルガルシキ 隠家 見アラハセヌルコソ 嬉ウトイタウ

からゝがりタマフ」

からゝぎぬ 「背子 唐衣」からは 幹ニテ 身 胴 長 裏 (体) 着トモ 裄ニテ五 (イツモ作ル間ヨ)

貴婦人ノ 礼服 昔衣ト共ニ着ルヲ男ノ束帯ニ対ズ 錦綾ニテ作リ

袖ノ上ニ着ル 前ノ丈 袖幅 袖丈トハ ハ丈 袖ヨリ短カキ半袖

俊名抄十二ハ「背子ハ形如半臂無腰襟之衣也 和訓抄ハ婦人

表衣 (或説ハ之ガ長袴ニ) 和草ハ七らあ「男ノ着ルヤウニナゾからゝぎぬハ短キ衣トヨミ

言ゲ」 (巻十六三六八) 「唐

袿、煙の後「浮線綾ノ袿 からゝぎぬ」 松屋筆記

衣、袋ノ束帯ニ准ズ」 (主殿ナドモアリ) (拾集)

からくし 「唐櫛」明ノ 櫛 (上) 巻ナラム ゆあがり、ゆがり (殯) かきあむ かき (む)

美ニ作ル様、 雅具装束抄「からくし、たぐし、多ク櫛」

カラメルだけの「唐菓子」（唐風製造で傳来せしもの）果ノ形

唐菓子

（カラ）

（カラ）

（カラ）

△容飾具

からくしげ「唐櫛笥」（前條）の語原を見よ

櫛箱（美しき）小箱

俗名抄曰「飯器、俗用唐櫛匣」賀茂政師外（慶安）

がらんた「胃蓋」（がらがらと相觸るる音、あんた、苛（杉）の意、あんた）

ざみくた、一處にたはれより六畳北頃語（三十幅、一）六畳北頃語（三十幅、一）

羅帽子、外道六部、一人より其道、正法に異にして用ひ、カニザルヨリ云フ、ちりほがたへ」雑多なる吉道具、價ナキモノ、意に云ふ

ヤイヤ（カラクタ道具）がらくたもの。

からくち「宴中（口言葉）」賣中言葉、ムダ口。雑言

「ヒタキ」

カラムだもの「唐菓子」（唐風、製造ス傳来セシ）菓子トハ

俗ハ果ノ形ニ

ダン由ノ名ナルカ、俗ハ果ナドヌ食物ノ菓子トスルト云フ、此語ハ百姓上

器ニ盛ル、ナリ、ドモ、ナリ、ドモ」結果ナドモ同ジ製ノモノ

唐菓子ト

糖光粉

少麦粉ニあずきらナドカヘテ油ニテ揚ゲタル食物。唐菓子。

後名抄十六五、餅類「梅枝、桃枝、錫餅、桂心、紅腦、鱠、

鱠、鱠ヲ國喜、謂之ハ種唐菓子」（口遊、厨事類記同

じ）軸親集「基盤所ヨリ、かんだものヲ大きん枝ニ作テレタル、

椎、栗ナドヲナラシテ」明月記、安貞三年三月十七日「一盃盛唐

菓物」

カラ琴と「唐琴」唐土ニテ傳来ノ琴ノ意ト絃ノ太ト共ニ低琴（ワゴト）

ここに對して云フ語ゴ（備前ノ国ニ琴ヲ作ル者アリ）

古今の雅上「都ニテ繻子キカヨヘンから琴ニ浪ノ緒スゲテ風ノ弾キ

夫木ザセ、鶴（ト）夜深ケテ鳴ク者モカナシ　から琴ノ調ベニカヨフコノウチ

ノ鶴」

カラ・さゝら　韓琴（三）韓風ニ倣ヒテ製セシ琴　庭訓紀

十四年育　百濟王貢　繼衣工女　とあるに始まれり　神代紀

さゝら（琴）　木曲　ミヲ　小夏　琴

さゝらの　琴　琴ノ風ノ　琴

キヤル・ヤヤル　琴　琴ノ風ノ　琴

さゝら　琴　琴ノ風ノ　琴

さゝら　琴　琴ノ風ノ　琴

（大和心ニ対ス）

からくじ　空薫一麝引ニ当テ、薫ノ作ノ見ヨ

からげき　空下戸（空下戸ハ空戸ノ意）まったく下戸、少シモ酒ノ飲ミ得ズ、

からごげんき　空元気（表面ヲヨソホフ元気、ツケゲキ

カラーざいろ　洋心（洋心ハ洋意）漢古ニ基ヒ、慈心一図ニ漢風ノ極キ其風

ヲ尊ビ其居ヲ慕ヒテ萬事ニ就キテ是非善悪ヲ論ズルニ、風学者ノ云フ張リ△

からさろ（副）木履ニテ歩ム音ナドニ云フ語、小児語ニ約メテ木履ヲカタトラ

からんさろん（副）からさろノ條ノ

（薩摩アンニン、ガランコロン。）

からさいあそび　唐子遊ノ唐子ノ條ノ

カラーさろ　韓衣（一）韓風ニ倣ヒテ製セシ衣服ニ、裾ト袖ト長シ。

十四年育　百済王貢縫衣工女ト云ヒ始メシカ袖大キク裾深キ

上前下前深ク折チ文ヘテ着ル人ノ衣ノ筒袖ニテ裾ハ膝マデニ至ラザリキ。万十三「辛衣裾折チ着セ見マク欲リ」

万十四「可良許呂毛裾ノ打交ヘ」　万二十三「可良古呂ハ裾ニ取リツキ泣ク子等ヲ」

カラさろ　（枕）韓衣　着る、裁ツ、紐、袖、裾、ナドノ枕詞。

万六十八「韓衣服ノ端ノ長ノ末摘ム」　万十「韓衣たつたの山ノ後撰十九、詞別「からさろもたつ日ヲまちに間久人ハ」

空薫空焚　から衣、かへすがつまも恨ミラルル、十六、十一、恋一「からさろも日モ（紅）

夕暮ニ九時ハ「カ三十」ニ「可良古ろもの」裾ニ取リ付キ居ル者ナリ

方十一 四 辛衣襴ノ合ハステ、久シクナレバ

古十中 可良詩ニモ 裾ノ打交ヘ合ハネドモ

カラ・ゴロ 漢音・濁音ニ同ジコレニ呉音ヲ加ヘテ呉音ヲ加ヘタ者トモ云フカ

乙 甲

中古記、壽永三年八月三日、改元「年號」或ハ漢音或ハ倭音共所

「被」讀也

弘仁私記序、第一第二西巻、義緣神代語多古質、授受之人動易誤謬故以倭音、雜訓諸（神代ノ語ヲ他ニ呉音ヲ用ヒタリ）

名義抄首「朱書者、正音也墨（ボク）書者和音也」（正音ト漢音ヲ）

山記、久安三年八月廿日「採題之、其題唐韻讀」

後京極摂政記、正治三年二月十三「年號用萬国通津用」

唐音」（ツウヒマ　ゴエ　ヒ　ヒ　ヒ

からし　形一字略　字略一八前條ノ語意輕痛ク身ニ感ズルナリ」

(二)慘シ、イタシ。キビシ。ヒドシ。武烈紀「韓酷ノ刑」勅明紀三十六年六月

「曝骨梵屍不謂其酷」名義抄「酷、カラシ、アラアラシ、イタシ」

(三)ツテシ。ケルシ。セツナシ。若三年古鏡三十「酷、急セ極セ加良志」

「万十五、、、「可良久モコヽニ別レスルカモ」同巻、、、「可良伎

恐ラモ我ハスルカモ」三年キ月ニ逢フ」

(四)甚シ。切ナリ。痛切。倭名抄「苦瓜、カラウリ」石川「苦ヲ取テ口ニ含ムノウ悔スル」

土佐ノ月ノ日「夢」からく急ギテ和泉ノ灘

(四)辛シ。アフナシ。危殆　「からく急ぎ」

「辛キ命タスカル」三年クシテ逃ル」　リテ此水ノ泡リメニ

ヒラ所ニ到リメ」

からしあへ　茄子醋漬　酢味噌ニ擂リ交ヘテ肉味噌ニ擂リ交ヘ

甘味噌ニ煮出汁ニテ擂リ溶カシタルニ茹ダル茄子ヲ和ヘ

アゼテ奥肉、男ナミニ茹ヘタルモノ、若布（ワカメ）ウドナド刻ミテ加フルアリ又酢

味噌ニテ作ルアリ

からしづけ　茄子漬　野菜ヲ茹ヲ粉ヲ漬ケルモノ大

塩漬　多ハ加ヘテ用ヰル　上下類ナリトモ

からしじる　味噌汁　豆腐（豆腐）ヲ入レタル味噌汁。

からすかんざえもん　一鴉ノカノ言ノ口調ヲ取ツテ、左様、平左衛門

嘴左衛門「ロヒ」鴉ト云フニ同ジ

（取ニテ上ヲ云フ）

からすきょうば　鴉ノ五分切、羽根、細引、醤油ナドガ入ッテイル。

からすとんび　「鴉ノ鳥」鳥賊ノ口ニル半透明ニシテ極メテ薄キ骨ノ如キモノ　大

ハ二ツアリ　一ハ　鴉ノ形ベルガ如シ　上下顎ナリト云フ。

カラ、ざき

カラ、ざき「唐崎」カラサキ。唐土ノ岸。

カラーすみ「唐墨」（唐カ韓カ外國ヨリ製法ヲ傳ヘタルモノ）

松煙（油煙ヲ用ヒル）ノ膠ニテ製セル墨ニ（後ニ油煙ヲ用ヒル）

[illegible]

[illegible]

推古紀十六年三月「高麗ノ僧曇徴、彩色ヲ作ル紙墨ヲ作ルトアリ」是迄墨初ヤ油煙ヲ用ヒル其後ハ唐墨

上巻五に「墨ヲ、アツヤモスケムリノスミ、又、カラスミ」又支那製ノ渡来墨ヲモ

黒琥珀（クロコハク）ト書ク。

唐墨（タウボク）ト云ヒ古キモノハ形多クハ長情圓ニシテ扁（ヒラ）メタリ、吾妻鏡、五、文治元年十月廿日「唐墨十挺」夜鶴庭訓抄「墨ハ

から墨ノ所ニ」

好古義ニノミ

カラーすみ「鰞子」（唐墨ノ義、胞ノ鰞ヲ壓シタルナリ形長楕圓平ニシテ古製ノ唐墨ニ似タリ前條ヲ見ヨ）

めるだ、さはらナドノ鰞ヲ胞ノマヽニテ壓シテ塩干ニシタルモノ、朝倉亭御成記（永祿）「上六献、カラすみ」今肥前ノ長崎ノ野母ノ製最モ名アリ是レハ延享年中長崎ノ高木勇助ノ工夫ノ製シタルモノニテ鰞ノ鰞ニテ製ス黄褐色、自溜透明ニテ脂多ク塩薬アリ御香ニ

食ヘバ味最モ美ナリ（鰞ハ東國ニテハ子少ナク西國ニヨリテ子アリ

上ニアリ）鰞脳

唐輪

人間ハ、年頃ヨ（後世ノ事）、[illegible]

[illegible]

[illegible]

かり（名）雁（漢字表記ナシ）（一）雁ノ形、ひしゃくヒヨリ小クシテ、
同種ニ對シテ真雁トイフ、
頭胸背皆淡紫褐色ナリ、腹白クシテ、黒ト褐ト
ノ斑アリ、翅尾、共ニ黒ク背ノ根、頸ニ連リテ起リ、
脚ト共ニ黄赤色ナリ、秋分ニ寒地ヨリ來リ、春分ニ
歸ル、一種、全身背黒ニシテ、腹白ク斑ナキモノアリ、
はらじろトイフ（二）蘇武ガ故事ニ因テ、音
信書通ノ事ニイフ。「十ノ使」「十ノタヨリ」

（三）かり　雁　雁　図

（鴻ハ大ナル雁ナリ）

増官用紙

△一方、八四年「九月」ハ、初雁ノ使ニ天皇ヲ可里ヲ都可出ニ渡テ、ガテ奈良ノ都ニ三ヲ告ゲヤ云

増官用紙

あすかの水也　巻　菖蒲太刀

十六ノ秋上、秋臣ニ初雁ガ、ソ聞ユル誰ガ玉づさヲ繋ケテ来ツル

まそかがみ　菖蒲カ　三間ジ。

(三)　支那ノ前漢ノ蘇武ガ匈奴ノ胡国ニ囚ハレ雁ノ脚ニ手紙ヲ

神代紀ニ雉、神武紀ニハ鳶ニ方ニ土ニ賀ヲ使ニ

スト云フコトアリ　「雁ノ使」　蘇武　此故事ナル

△　雁ノ使ハ、和漢ニ多ク、新後拾遺、秋上霧

晴ヲ待ツ雁ノ使ハ、和漢ニ多ク、新後拾遺、秋上霧

「雁ノ使」

雁ノ脚　手紙

雁のたより

慶ル雁

カ加利カ

鳴ク

信濃坂四十八雑歌類「榜ヲ見ヨ

海采、陸詞ニ雁ノ使ヲ榜

榜ヲ見ヨ　一名九来加利　「信濃一名九来加利」

「信濃」　五

△一方、八四年ノ「ハ」ハ初雁ノ使ニ見立テ、
（ロ十五年ノ天慶ヲヤ可里ヲ都可出ニ渡テ）
あすめのかぜ　巻　菖蒲太刀
（ハ）十六ノ中ノ秋上、秋風ニ初雁ノ鳴ヲ聞ケバ誰ガ玉づさヲ繋ケテ来ニケム
まさきのかずら　菖蒲カツラ同ジ。

（ニ）支那ノ前漢ノ蘇武ガ匈奴ノ胡国ニ囚ハレ雁ノ脚ニ手紙ヲ繋ギテ故国ニ達シタリト云フ故事ニ因リテ「雁」ヲ「使」ト云フ
アリ隨テ手紙ノ者ト云フ意ニテ用ヒラル

△（ハ）
（ロ）
雁ノ使ハ若過ギヌレバ新後拾遺、秋上、霧
賜ハリテ玉章ヲ見ルヲ頼ムノ雁ノ玉章
「雁ノたより」

（ハ）
「雁ノ使」ト云フ意ニテ用ヒラル
（ニ）
「雁ノ使」ト云フ意ニテ用ヒラル
（ホ）
「雁ノたより」

かり 雁（か、鳴ノ聲リハ添ル音。から（鶴）ヒリ（鳧）同ジ仮名ヲ見ヨ

字音ノ雁モ聲ナキ朝鮮語ニきろぎト云フ。方言ハ、ヌバタリ夜渡ル雁

オボ、ミヲ幾ヒロ歴テカ已ガ名ヲ告ル宣俗歌、彼方行ク「彼ノ行ク加利カ

鵠カロ利ナラバ名告リセヨ」後撰 秋下 「秋ノコトニカリカケト鳴ク」

別ノカードヘ入ル

（ルヽコトヲ）

（懷紙）

（懷紙）

（懷紙

[illegible]

[illegible]

[illegible]

百六十九「折ノ餌」同十八「切木四之涙聞ユ」トアルハ雁ノ音ノ借字、
折切ノ字ハ木ヲ切リテ作ル意カ（三字）木四ハ樓蒲子ノ四木ナルヨシアリ
同十七「春霞靡ク今日ノ夕三伏一向夜」同十六「梓弓末ハ一伏三起
テ行ガヤリシ」同十三「菅ノ根ノ根モ一伏三向コヒニ」ナドアル三伏一向ノ
事、一伏三起ノタメ、一伏三向ノ方ナド（蒲ノ穂ニテ象形ノ）樓蒲子ヲ授ケヤラレタル采ノ
名ナリ 実出、回、轉ニモアル一キカ難シ 詳ナルヲハ知ラズ（樓蒲子ノ事、
喜多村節信ノ花葉集 折木四考、義注後名抄、北慎言ノ梅園日記
（三三参シ）
かりうち 樓蒲（こう）（樓蒲子）ノ俗ト是（三）後世ニ樓蒲
（音錯スル 博奕アリ）

カラカラ（副）（カの音、ホ、ラ、ハ、清音、半濁音、ハ、ハ、ハ

狩倉

かりくらから（狩場）競馬（走りくらべ、はしりくら）

数人ニテ猪鹿狩ヲシテ獲物ヲ競フ。又かりくら。

注石親房ノ記「伊豆風土記曰夏郡、狩鞍者、伊藤郷野（伊東奥野ニム）毎年撰鹿柵射手行」（鎌倉要記、三）

吾妻鏡、一治承四年八月廿日、「日来持経之間、於狩倉辺、相模国之住軍、多以奉見之御念珠也」同、十三、建久四年三月廿日「将軍家為覧下野国那須野、信濃国三原等狩倉、今日進発。給」大友興廣記、御書司御鷹狩「御近習衆ノ二手ニ分ケテ御猟ニ出ベキナレムト御儀」

かりくら「狩倉」かりくらぐ同じ。

（頼朝ガ選ビ失セル数珠ヲ程経テ拾ヒテ見セタリ）

10

松岸表もらや若

かりのさ

印入（かびり）（這入ばひり）

神社雄儀連下「角凝命」

かりのさ「印」（印入）かびり、かりのさ印ヲ「印」（這入）はひり、參入まゐり、

言通、いさかふ（諍）闘諍、あらそひ（争）

卯。島ノ子。卯、万、二ヲ九、島座立ヲ卯ト

文り来ネ」（鳩ハ借字）

甲 伊勢ニ為「島ノ子ヲ十ツ、十八重ヲトモ思ハヌ人ヲ思フモノカハ」

（泉武部）

後手載七、雑 かりのさヲ人ニオコセ侍リケレバ「イク（ヂ、イクツ重ネテ歌ヲヨミ、かりのさ）ノ世人心ハ」

丙 空穂、後撰君、…「宰相ニ、かりのさニ書キツケ」印ノ内ニ命コメタル かりのさハ

三テかへき

君ガ箱ニ矢(ヤ)ヲ射(イ)サラナム」

乙 蜻蛉ノ「肩脱ギ」ニカケノ下ノ見ユルヲコレ十ヅヽカサヌルワザヲイカデセム」

丁 空穂、妻ヒ言「綴(ツヅリ)ハ綴ミリハビヒンカリのたゝ衛隠ゼヨレテ奉ヒ」

松平文庫

△三代実録、四貞観三年十月、竹取ノ翁ト称シ、地黄煎ニ長ジ、延喜ノ頃、人間ニ居リ、去ル主答ニ奉ル「天皇命」向ヒ黄泉ニ」

△具ケ手輕口ノ四節モ口ヤ云ヒトヒ云フベキカ

△具ケ新箱記一

なるゝくち「輕口」裝音ノ混じヤスキ数語ヲツラネテ明カシ滑テクニ早縁ノ

ホ、フルヒ、歌舞妓十八番ノ外郎蔵ノ詞「武具馬具武具馬具三武具馬具合セテ武具馬具六武具馬具」

なるゝくちばなし「輕口噺」一段ノ噺ノ来ヲ秀句言懸ヲ以テ信ビニ興トスルモノ△寒ノ入首筆記「涼シキ道ナラバ唯心ノ浄土たべシト云フホドニ極楽ハ夏知ラヌ所ニコリアラメサレド足ガイカウ冷ユルト聞コエタ、ナゼニ、死スルホドノ者ガ跡トヂラヒテたびたゞ」(足袋屋)△鮫竜ノ頃江戸長谷川丹ノ意野武左衛門(元禄十二年死)ト云フ者、輕口噺ヲ多ク工夫シ中橋ノ廣小路ニ笠張ノ屋ヲ設ケテ興行セリ鹿茶ヲ筆ト書ニ其噺ヲ集メテアリ○貴賤ニ流行セリ(後ノ落噺ハ此一種ナリ)

寺川事用ニ夫セシ茶噺ハ輕口噺

[illegible]

[illegible]

[illegible]

〔九(乾)〕
〔倭名抄ニ見ル〕

軍カ

レ

「其深ノホトリ
ノ木ノ葉ニ下
リ居タリ」

かれいひ　乾飯　約メテかれいひ。飯ヲ乾シタルモノ。ホシイヒ。ホシヒ。旅ノナドニ
持ツヘテ其料ニ供ス　糧シ　カテ　宮鏡九　カテ　乾飯、加礼伊比、又保志比　允恭
紀「糒」　カレイヒ　方五「常知之道ノ長チヨクレシトイカニ行カム可例比能無シ」
(三)後ニ又レモ　乾飯ナラズレモ　旅行中ノ食料　(ミチノ料)　(ヒルノ)　(ヒルノ)
器名トナリシカ如シ　宮鏡三　粮、加礼比　伊勢、九段、旅行、多河ノ橋
「蔦ノ上ニ食ヒケリ」　古今九　「二見ノ浦ト云フ所ニトマリテ　タヌサリノかれいひ食ラ
ヘケルニ」　(ヒルノ)　(ヒルノ)　(ヒルノ)　(ヒルノ)
〈倭名抄ニ飯糒アリ行旅具ト〉

(三)人ニ送ル食　(ヒルノ)　(ヒルノ)　雲異記、下、廿七　「自所食餉以給食之」訓
釋「餉、加礼意比」　倭名抄十六　餉　以食遣人也、加礼比於久
流俗云、加礼比

〔十〕
〔倭名抄ニ見ル〕

茶ノ本　漢語

一方ニ沈ム薄ニ
乾キタル近ニ
ニホケルト香ヲ
刻ム国ニ

かをり　自四　「薫香」　(クン)　(ケウ)　(クン)　(ケウ)　折ル川(四段)
(ケウ)　(クン)　(ケウ)　(クン)　(ケウ)　(クン)　

かをり　自四「薫」前條ノ註ノ原ヲ香ニ改ムル

香ノ氏ニ三ツ。ニホヒ。カウバシクアリ。

（艷ヒノ白ニ種ルガ如シ）

推古紀……「不知沈水以交薪焼於竈其烟氣遠薫」

字鏡五十三「芬、秀美、加辛留」

四「香氣ヲ盛ニ曰ク郁、加辛留」

かをり　「雨謁」雨謁ルト。字鏡五「雨謁、牛加利」天治字鏡、一十七「雨謁、罕加利」

加辛刻ノ倒誤ヨリ異本字鏡「牛加利」

[illegible]

[illegible]

[illegible]